

国際協力事業団
サウディ・アラビア国
標準化機関

サウディ・アラビア国標準化機関強化計画
(消費者保護) 本格調査

報告書

JICA LIBRARY



J 1143491 (7)

平成10年5月

財団法人電気安全環境研究所
富士テクノサーベイ株式会社

鋤調工

CR(5)

98-113

国際協力事業団
サウディ・アラビア国
標準化機関

サウディ・アラビア国標準化機関強化計画
(消費者保護) 本格調査

報 告 書

平成10年5月

財団法人電気安全環境研究所
富士テクノサーベイ株式会社



1143491 [7]

序文

日本国政府は、サウディ・アラビア王国政府の要請に基づき、同国の標準化機関強化計画にかかる開発調査を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施いたしました。

当事業団は、平成9年6月から平成9年10月まで2回にわたり財団法人電気安全環境研究所の富澤 一行顧問を団長とし、同研究所及び富士テクノサーベイ株式会社の団員から構成される本格調査団を現地に派遣しました。

調査団は、サウディ・アラビア政府関係者と協議を行うとともに、調査対象地域における現地調査を実施いたしました。帰国後の国内作業の後、平成10年2月12日から2月20日まで実施された報告書案の現地説明を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終りに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成10年5月

国際協力事業団
総裁 藤田 公郎

藤田 公郎

1998年 5月

国際協力事業団
総裁 藤田 公郎 殿

伝達状

サウディ・アラビア標準化機関（S A S O）強化計画（消費者保護）に係わる報告書を提出いたします。本報告書は同国の消費者保護に関する現状、問題点とその要因、同国の総合的な消費者保護体系についての提言及び消費者保護活動のためのS A S Oの強化計画について述べてあります。

調査の過程で、我々は劣悪な商品や、紛らわしい乃至は偽の表示のある商品などを含む多様な商品が市場に流通し、劣悪な商品による多くの消費者被害が生じていることを確認いたしました。更に、不適切な取り付け、工事、使い方や保守も消費者被害の大きな要因となっていることを知りました。

本報告書では、法体系の整備、消費者支援機関の設立、商品の安全性検査システムの改善などの重要施策を含む総合的な消費者保護体系を提言しております。更にその強化された消費者保護体系に基づいて、S A S Oの能力の増強及び消費者保護活動の強化についても提言を行っております。

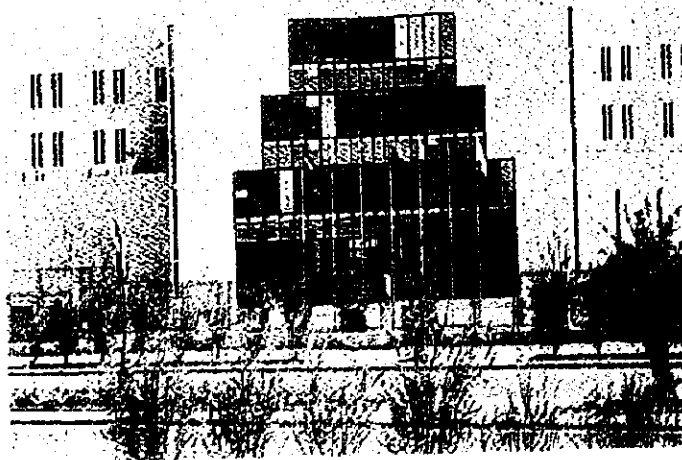
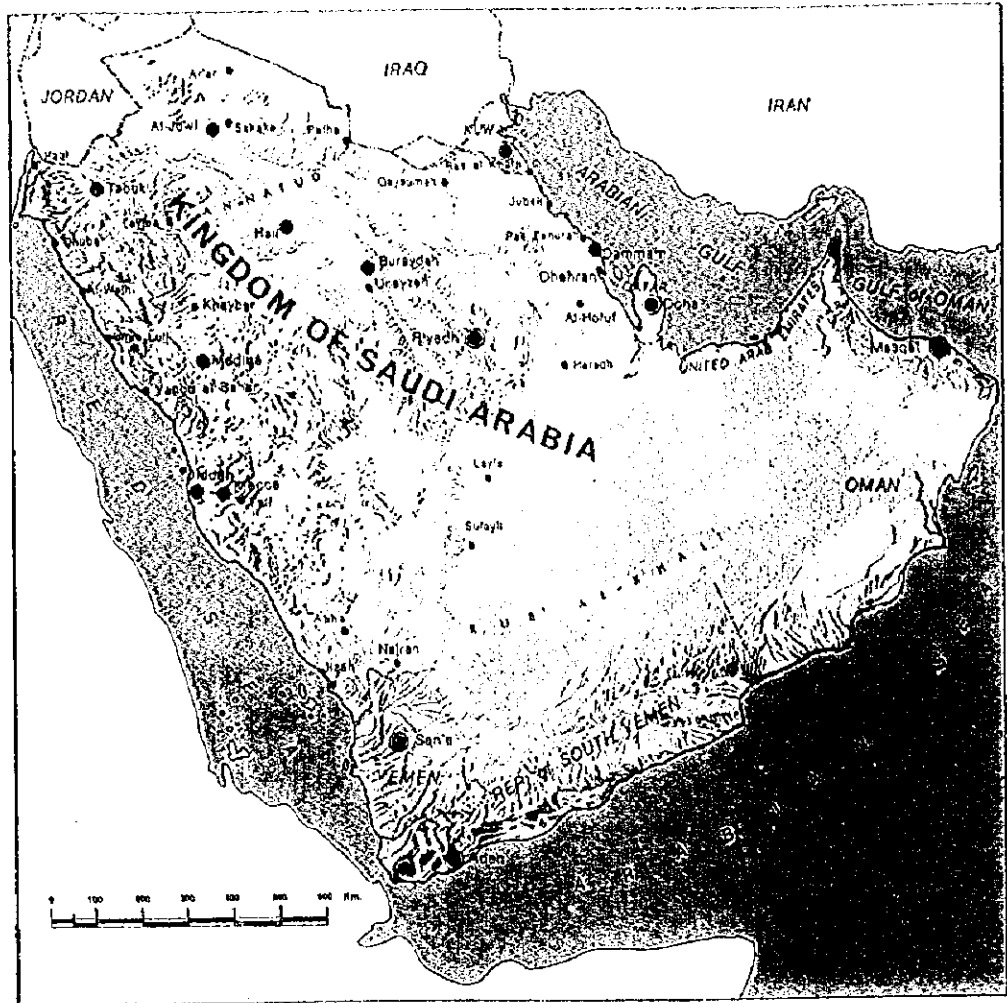
我々は本報告書が同国の消費者保護強化及びより良い消費生活の実現に資するものと考えております。調査の実施に当たり、ご指導・ご支援賜りました貴事業団、外務省、通商産業省の各位に深く感謝申し上げますと同時に、S A S Oをはじめ関係省庁・関係団体の方々の我々に対する友好的な協力に対し心から感謝申し上げます次第です。

サウディ・アラビア標準化機関強化計画（消費者保護）

調査団長 財団法人 電気安全環境研究所

富澤 一行





SASO の本部

(出典 : SASO Annual Report 1416/1415H)

略 号 表

CCI	: The Chamber of Commerce and Industry
CD	: The Civil Defence
CDP	: Career Development Program
CSO	: Consumer Support Organization
C. P.	: Consumer Protection
E/E	: Electrical/Electronic
GCC	: Gulf Cooperation Council
GSMO	: Gulf Standardization and Metrology Organization for GCC Countries
GOTEVOT	: The General Organization for Technical Education and Vocational Training
ICCP	: International Conformity Certification Program
IECEE	: The IEC System for Conformity Testing to Standards for Safety of Electrical Equipment
MOAW	: The Ministry of Agriculture and Water
MOC	: The Ministry of Commerce
MOE	: The Ministry of Education
MOH	: The Ministry of Health
MOIE	: The Ministry of Industry and Electricity
MOInf.	: The Ministry of Information
MOInt.	: The Ministry of Interior
MOMRA	: The Ministry of Municipality and Rural Affairs
NCB	: National Certification Body
SASO	: The Saudi Arabian Standards Organization
SCM	: Standard Conformity Mark
SSA	: Standards of Saudi Arabia
TP	: The Traffic Police

報告書目次

報告書大要	大要	1
第1章 サウディ・アラビアにおける消費者保護の現状、問題点及びそれらの要因		
1. 1	消費者保護の視点より見たサウディ・アラビアの状況	1- 2
1. 2	消費者保護に関連する法体系	1- 3
1. 3	消費者保護に関わる諸機関の機能	1-10
1. 4	SASOの組織とその機能、設備	1-14
1. 5	規格	1-22
1. 6	検査・試験システム	1-29
1. 7	認証・登録・認定システム	1-35
1. 8	国内の製造業と製品輸入	1-40
1. 9	市場と流通	1-46
1.10	サウディ・アラビアにおける消費者被害と被害情報システム	1-49
1.11	消費者教育	1-68
1.12	第1章における問題点とそれらの要因のまとめ	1-70
第2章 サウディ・アラビアにおける消費者保護強化のための目標		
2. 1	サウディ・アラビアにおける消費者保護の全体的枠組み	2- 1
2. 2	法体系の強化	2- 7
2. 3	消費者被害情報の収集、解析及びそれらの有効活用	2-20
2. 4	検査・試験システム	2-26
2. 5	消費者教育と資格制度	2-38
2. 6	各製品分野における主要な問題点の解決策	2-41
第3章 SASOにおける消費者保護活動のためのマスタープラン		
3. 1	SASOの消費者保護に対する役割目標	3- 1
3. 2	情報収集及び処理機能	3-12
3. 3	規格	3-14
3. 4	認証・登録・認定	3-20
3. 5	広報と消費者教育	3-26
3. 6	人材開発	3-28
3. 7	ラボにおける試験機能の充実	3-35
3. 8	組織改革	3-52
3. 9	5か年計画の活動と経費	3-57
第4章 サウディ・アラビアにおける消費者保護に関する4重要基本目標達成の総合的な活動計画		
4. 1	総論	4- 1
4. 2	消費者に対する充分かつ正確な商品情報の提供	4- 4
4. 3	消費者に安全かつ信頼性のある製品を提供すること	4- 5
4. 4	電気および燃え易い繊維製品に起因する火災の減少	4- 7
4. 5	タイヤに起因する交通事故の減少	4-10
第5章 提言		5- 1

付属資料	ページ数
1.1 SASO counter part personnel list	3
1.2 The calendar of the first field work and the list of bodies visited, persons in contact with and materials collected.	6
1.3 The calendar of the second field work and the list of bodies visited, persons in contact with and materials collected.	3
1.4 Questionnaires for governmental agencies, importers, manufacturers etc. ...	4 4
1.5 Questionnaires for SASO staff and analysis of its answers.	8
1.6 Test results of samples purchased in the markets.	2 2
1.7 Articles relating to consumer protection on the Arab News	1 6
補足資料	
2.1 Seminar Text "CONSUMER PROTECTION SYSTEM IN OTHER COUNTRIES"	7 5
2.2 Seminar Text "THE SEMINAR ON STRENGTHENING OF CONSUMER PROTECTION ACTIVITIES IN SAUDI ARABIA AND SASO"	6 4

図・表リスト

第 1 章

表

表 1.2.1 -1	消費者保護法体系に関するサウディ・アラビアとその他の諸国との比較	1- 3
表 1.2.2 -1	実際の場面における 王令 No. M/11 と製品安全法の比較	1- 7
表 1.5.3 -1	乗用車用タイヤに関する S S A のリスト	1-26
表 1.6.1 -1	規制当局と担当品目	1-31
表 1.8.1 -1	1995年の主要品目の輸入量	1-41
表 1.8.2 -1	生産活動中の国内メーカー	1-41
表 1.8.2 -2	訪問先工場リスト	1-42
表 1.10.2 -1	1995年の交通事故に関係した自動車のタイプ別台数	1-52
表 1.10.3 -1	電気・電子機器の問題点と苦情内容、およびMOCが提案する解決策	1-55
表 1.10.4 -1	問題点と要因 (表示)	1-57
表 1.10.4 -2	問題点と要因 (取扱説明書)	1-58
表 1.10.4 -3	問題点と要因 (127V と 220V との間の電圧の誤用)	1-60
表 1.10.4 -4	電源および家庭用電気器具を使用する際よくある間違い	1-60
表 1.10.4 -5	問題点と要因 (劣悪な屋内配線)	1-60
表 1.10.5 -1	タイヤ品質の問題点とその原因	1-62
表 1.10.5 -2	消費者教育の問題点とその原因	1-63
表 1.10.5 -3	タイヤ小売での問題点とその原因	1-63
表 1.10.6 -1	表示についての問題と要因	1-64
表 1.10.6 -2	品質管理についての問題と要因	1-66
表 1.10.6 -3	安全性についての問題と要因	1-67
表 1.12.1 -1	第1章の問題点とそれらの要因	1-71~73
表 1.12.2 -1	電気・電子製品の問題点とそれらの要因	1-74
表 1.12.2 -2	タイヤの問題点とそれらの要因	1-75
表 1.12.2 -3	繊維製品の問題点とそれらの要因	1-76

図

図 1.4.1 -1	S A S O の組織図	1-14
図 1.5.1 -1	S S A を制定及び改正するための組織機構	1-23
図 1.5.1 -2	S S A 草案作成の流れ	1-24
図 1.6 -1	検査・試験システム	1-29
図 1.6.1 -1	検査ルート of 例	1-30
図 1.7.1 -1	Q マーク取得累積工場数	1-36
図 1.8.2 -1	認可取得メーカーの分布, 1995年	1-41
図 1.8.3 -1	最近3年間のサウディ・アラビアの輸入品	1-43
図 1.8.3 -2	洗濯機の主要輸出国	1-44
図 1.8.3 -3	タイヤの主要輸出国	1-44
図 1.8.3 -4	衣料品の主要輸出国	1-45
図 1.8.3 -5	カーテンの主要輸出国	1-45
図 1.8.3 -6	テントの主要輸出国	1-45
図 1.9 -1	保証タグと消費者への注意書	1-48
図 1.10.1 -1	1994年の火災件数16,675件の原因分布	1-49
図 1.10.1 -2	電気配線が原因となった1,073 件の火災の分布	1-50
図 1.10.1 -3	電気による原因の5,100 件の火災の分布	1-50
図 1.10.2 -1	交通事故の原因分布	1-51
図 1.10.2 -2	タイヤのバーストの関連事項のフロー	1-52
図 1.10.4 -1	紛らわしい表示の例	1-56
図 1.10.4 -2	バラストに貼られていたシール	1-57
図 1.10.4 -3	色々な形状のアウトレット	1-59
図 1.10.4 -4	色々な形状のプラグ	1-59
図 1.10.6 -1	サウディアラビアにおけるポリエステル反物の表示例の写真	1-65

表

表 2.2.4 -1	各製品分野における安全法の制定	2-11
表 2.2.5 -1	諸外国の消費者支援機関	2-13
表 2.4.1 -1	文書チェックの内容	2-27
表 2.4.4-1	市場査察計画（電気・電子製品）	2-31
表 2.4.4-2	市場査察計画（タイヤ）	2-32
表 2.4.4-3	チェック項目	2-32
表 2.4.4-4	路上検査計画	2-33
表 2.4.4 -5	日本における路上検査の結果	2-33
表 2.4.4-6	路上検査時のアンケート	2-34
表 2.4.4-7	市場査察計画（繊維製品）	2-35
表 2.4.4 -8	査察のチェック項目	2-35
表 2.4.4 -9	チェック項目	2-36
表 2.4.5 -1	屋内配線検査のチェック項目	2-37
表 2.6.1 -1	問題点と解決策（偽ないし紛らわしい表示）	2-41
表 2.6.1 -2	問題点と解決策（取扱説明書）	2-42
表 2.6.1 -3	問題点と解決策（電圧の誤用）	2-43
表 2.6.1 -4	問題点と解決策（劣悪な屋内配線）	2-44
表 2.6.3 -1	タイヤに関する問題点と解決策	2-49
表 2.6.3-1	表示についての問題と解決策	2-52
表 2.6.3-2	品質管理についての問題と解決策	2-52
表 2.6.3-3	安全性についての問題と解決策	2-53

図

図 2.1 -2	サウディ・アラビアの消費者保護の全体的枠組み	2- 2
図 2.2.1-1	消費者保護基本法の概要	2- 7
図 2.2.1-2	消費者保護の協力体制	2- 8
図 2.2.2-1	製品安全法の基本的内容	2- 9
図 2.2.5-1	サウディ・アラビアの消費者保護強化策	2-18
図 2.2.5 -2	サウディ・アラビアにおける製造、情報、政府規制のフロー	2-19
図 2.3 -1	消費者被害と苦情についての情報システム	2-20
図 2.3 -2	MOCの情報処理の具体案	2-21
図 2.3 -3	消費者保護データベースとコミュニケーションネットワーク	2-24
図 2.3-4	消費者保護情報システムのためのトータルフィードバックシステム	2-25
図 2.4-1	検査・試験システムの変更	2-26
図 2.4.1-1	検査・試験手順ダイヤグラム	2-27
図 2.4.2-1	検査・試験システムの概要	2-29
図 2.4.3-1	原因分析システム	2-30
図 2.4.5-1	屋内配線検査のシステム	2-37
図 2.6.1-1	電気・電子製品の問題に関する総合的な協力活動	2-45
図 2.6.2-1	推奨取扱説明書	2-46
図 2.6.2-2	タイヤに関連する総合的な対策	2-48
図 2.6.3-1	品質の良い繊維製品に求められる条件	2-50
図 2.6.3-2	検査すべき衣料品の表示位置	2-51
図 2.6.3-3	繊維製品の問題点解決の概要	2-54

第 3 章

表

表 3.2 -1 SASOにおける消費者災害・損失情報の解析項目	3-13
表 3.3.3-1 17の製品分野に関連するIEC規格	3-16
表 3.5 -1 最近発行された4冊の「The Consumer」の内容	3-27
表 3.6.5-1 管理者教育の管理シート	3-33
表 3.7.2-1 SASOラボで行うべき試験の推定量	3-37
表 3.7.3-1 電気ラボにおける試験員増強計画	3-41
表 3.7.3-2 電気・電子製品試験のために増強すべき装置	3-42、43
表 3.7.3-3 増強すべき装置の価格概算	3-44、45
表 3.7.4-1 試験設備と試験項目	3-47
表 3.7.4-2 試験設備の設置計画と見積価格	3-47
表 3.7.5-1 試験設備についての5ヵ年計画	3-50
表 3.7.5-2 人員についての5ヵ年計画	3-51
表 3.9 -1 SASO発展の5年計画	3-58~60

図

図 3.1 -1 SASOの役割目標の概略	3- 2
図 3.1 -2 SASOの役割目標, 現在と将来	3- 3
図 3.1 -3 規格に関するSASOの役割目標	3- 7
図 3.1 -4 認証・登録・認定制度に関するSASOの役割目標	3- 8
図 3.1 -5 ラボにおける試験・検査に関するSASOの役割目標	3- 9
図 3.1 -6 広報活動と消費者教育に関するSASOの役割目標	3-10
図 3.1 -7 消費者保護機関に対するSASOの役割目標	3-11
図 3.2 -1 情報システム	3-12
図 3.3.5-1 組成表示と原産国表示の位置	3-18
図 3.4.1-1 規格適合性マークの手順の概要	3-20
図 3.4.5-1 CB証明書を利用して輸出 他国の認証又は認可を取得する手順	3-23
図 3.6 -1 CDPシート	3-29
図 3.7.5-1 規格制定に関する5ヵ年計画	3-49
図 3.8 -1 現行組織と提案組織の比較	3-54
図 3.8 -2 消費者保護推進部の組織構造	3-56

第 4 章

表

表 4.1-1 消費者保護に関する主要目標に対する活動計画	4-13、15
-------------------------------	---------

報告書大要

報告書大要

本報告書の各章に述べられている基本的な項目は以下の通りである。

第1章 サウジ・アラビアにおける消費者保護の現状、問題点及びそれらの要因

法律・規則・規格、輸入・国産製品、流通、品質管理、消費者被害及びその他の関連する項目についてそれらの現状が述べられている。この章末には消費者保護に関する問題点とその要因が表に纏められている。

1) 法律・規則・規格

王令 No. M/11 (詐欺的取引禁止法) 及び強制規格である S S A が消費者保護のための基本的な法体系である。しかしながら、この法体系は実施面がやや弱い。

消費者向きの新しい法体系と、S S A では規定しきれない製品の安全性を保証する法律とを現行法体系に追加するのが良い様に思われる。また、いくつかの S S A の改定及び新しい S S A の制定が必要と考えられる。

2) 消費者保護を行っている諸機関の機能

政府機関の間の密接な連携が充分に行われていない。

消費者を代表する消費者支援機関がない。

3) 製品の品質管理

- ・ 輸入検査 : I C C P 対象外製品に対しては不十分である。
- ・ 国産品 : Q マーク適用品のみがその品質を公的に管理されている。
- ・ 流通経路 : 流通経路や市場における品質管理は不十分である。
- ・ 食品の品質管理 : 食品と食品原料に対する品質管理は良く行われている。

4) 消費者被害

・ ラベルと表示

電気・電子製品や繊維製品において商標ないし原産国表示が紛らわしい、又は偽の製品が多い。

偽の繊維組成表示をつけた繊維製品が市場に多く見られる。

・ 顧客に対する商品情報の提供

S S A はアラビア語で書かれた取扱説明書の添付を規定しているが、英語で書かれた説明書が添付されているもの、また全く説明書が付いていないものあるいは、衣料品の洗濯時の注意ラベルのないもの等が多い。販売業者の中には顧客に十分な製品説明を行わない者もいる。

・ S S A に適合しない製品

市場には規格に適合しない製品が多い。特に規格に適合しないプラグの付いた電気・電子製品が市場でしばしば見受けられた。

・誤用、不適切な保守、不適切な据付

タイヤの不適切な使用と保守（低空気圧での高速運転等）が交通事故に結びつく各種の故障の原因となっている。

劣悪な屋内配線、2種類の電源電圧の誤用及び防炎性繊維製品の不適切な使用が多くの火災事故を引き起こしている。

5) 消費者の苦情／被害の要因分析とそれに関連する情報システム

消費者の苦情や被害の要因は充分には分析されていないし、消費者保護の為の再発防止にも活用されていない。国としての消費者情報システムはまだ確立していない。

第2章 サウジ・アラビアにおける消費者保護強化のための目標

法体系、諸機関間の役割分担と協力、消費者支援機関の設立、消費者教育、資格制度、消費者情報システム及び輸入・国産製品の品質管理、市場査察、道路サイドに於けるタイヤ検査などが述べられている。

消費者保護の全体系は2. 1に述べられている。詳細調査の対象製品分野（電気・電子製品、タイヤ、繊維製品）の消費者保護の現状に対する改善策は2. 6に述べられている。SASOの活動についてのマスタープランは第3章に述べられている。

1) 法体系

次の法律・規則・規格を制定すべきである。

- ・消費者保護基本法：消費者保護の基本法
- ・製品安全法：製品の安全性を保証する法律
(SSAは製品の安全性を保証するものではない)
- ・表示法：消費者に適切な情報を与えることを保証する法律
- ・個別法規：法体系のより円滑な施行のための法規
- ・SSA：製品安全を優先した不足規格の制定
必要なSSAについての改定

2) 関連機関の役割分担と密接な協力

消費者保護会議を組織し、政府、企業及び消費者各々の義務を定める必要がある。より有効な消費者保護活動の為に各機関の役割を明確にし、密接な相互協力を行わなければならない。

3) 消費者支援機関の設立

SASOはサウジ・アラビアの消費者支援機関の設立とそれに対する支援を行うべき

である。この機関は消費者の立場のみを代表する半政府機関とする。多くの省庁や諸外国に対して広いチャンネルを持っている技術系機関であるSASSOはこの消費者支援機関に消費者保護活動を展開させるに適した機関である。

4) 消費者教育の強化

消費者教育は種々のメディアを利用し、学校教育、職業教育、成人教育を通じて強化されねばならない。賢い消費者こそがより良い消費者生活の基である。

5) 品質管理の強化

以下の分野での品質管理の強化が必要である。

- ・ 輸入検査 : ICCP対象外製品、特に規格適合性、表示、繊維製品の繊維組成についての厳重な品質管理
- ・ 国産品 : ICCP対象機種に相当する製品に対する強制品質検査システム、SCマーク制度の創設
- ・ 流通チャンネル : 輸入業者・流通業者に対する厳重な義務付け。
市場査察とそれに付随する製品試験の実施
- ・ 屋内配線 : 関連する法律、規格、配線作業者の資格制度を含む良質な屋内配線を保証する制度の確立
- ・ 路上検査 : 適切なタイヤの使用・保守並びに運転者教育のための路上検査システムの確立

第3章 SASSOにおける消費者保護活動のためのマスタープラン

SASSOはその組織的な活動と能力を強化し、その技術力を消費者保護のために積極的に活用すべきである。

1) 組織・能力開発

- ・ 管理の強化 : 関連する ISO/IEC 指導要綱への適合
- ・ 連携の強化 : SASSO内部及び外部との連携強化のため消費者保護推進部の新設
- ・ 能力開発 : Career Development Program による管理者、技術者の育成
- ・ ラボ : 試験設備と試験人員の増強
試験技術の強化
提案増強設備に関する支出金額 約2,000,000 \$
提案増強人員 15名

注) 提案した設備増強の金額及び増強人員は電気・電子/タイヤ/繊維製品の3分野についてのみ算出している。

2) 活動の強化、拡張

- ・規格 : 製品安全を主眼とした必要な規格の制定
技術進歩、国際規格及び消費者被害情報の速やかな反映
- ・登録／証明／認証 : S Cマーク制度の創設
I S O 9 0 0 0 / 1 4 0 0 0 の普及促進
Qマーク制度の普及促進
外部試験所の利用
I E C E E - C B 制度への参加
- ・試験／検査 : 事故・消費者被害・苦情の要因分析
国産品に対する規格適合性試験
市場査察に伴う製品試験
- ・消費者教育 : 雑誌「The Consumer」及び可能なメディアを駆使したより有効な消費者教育
- ・消費者支援機関 : 消費者支援機関の設立及び活動支援

第4章 サウジ・アラビアにおける消費者保護に関する 4 重要基本目標達成のための総合的活動計画

この章では第2、第3章で提案した施策により如何に4つの目標が達成できるかについて述べている。

- ・消費者に対する充分且つ正確な商品情報の提供
- ・消費者に安全且つ信頼のある製品の提供
- ・電気及び燃え易い繊維製品に起因する火災の減少
- ・タイヤに起因する交通事故の減少

第5章 提言

マスタープラン実現のためにS A S Oに対する提言を述べている。概略は以下の通りである。

- ・S A S Oと他の省庁・関連機関との密接且つ積極的な連携
- ・制定／改定による必要なS S Aの整備
- ・S Cマーク制度の確立、輸入品に対する証明書照合システムの確立
- ・より高度なラボ管理
- ・雑誌「The Consumer」の発行部数増

第1章

サウディ・アラビアにおける

消費者保護の現状、問題点及びそれらの要因

第1章 サウディ・アラビアにおける消費者保護の現状、問題点及びそれらの要因

1.1	消費者保護の観点より見たサウディ・アラビアの状況	1-2
1.2	消費者保護に関連する法体系	1-3
1.2.1	法体系の現状	1-3
1.2.2	現行法体系の問題点	1-5
1.3	消費者保護に関わる諸機関の機能	1-10
1.3.1	商務省、都市村落省	1-10
1.3.2	内務省 (MOInt.) (Civil Defense、Traffic Police)	1-11
1.3.3	その他	1-12
1.4	SASOの組織とその機能、設備	1-14
1.4.1	SASOの組織と機能	1-14
1.4.2	QCラボ及び電気・電子測定ラボの機能と能力	1-18
1.5	規格	1-22
1.5.1	総論	1-22
1.5.2	電気・電子製品	1-24
1.5.3	機械・金属製品 (タイヤ)	1-25
1.5.4	繊維製品	1-27
1.6	検査・試験システム	1-29
1.6.1	輸入製品検査	1-30
1.6.2	国内製品検査	1-33
1.6.3	市場における検査	1-33
1.7	認証・登録・認定システム	1-35
1.7.1	Qマーク制度	1-35
1.7.2	ISO9000登録制度	1-36
1.7.3	試験所認定制度	1-38
1.7.4	その他の活動	1-39
1.8	国内の製造業と製品輸入	1-40
1.8.1	工業発展と輸入政策	1-40
1.8.2	国内製造産業	1-41
1.8.3	製品輸入	1-43
1.9	市場と流通	1-46
1.10	サウディ・アラビアにおける消費者被害と被害情報システム	1-49
1.10.1	火災	1-49
1.10.2	タイヤが原因となった交通事故	1-51
1.10.3	MOCに提出された消費者の苦情	1-53
1.10.4	電気・電子製品における市場調査及びサンプルの試験から得られた知見	1-56
1.10.5	タイヤにおける市場調査及びサンプル試験から得られた知見	1-61
1.10.6	繊維製品における市場調査及びサンプル検査から得られた知見	1-64
1.11	消費者教育	1-68
1.11.1	学校教育	1-68
1.11.2	政府機関による消費者教育	1-69
1.12	第1章における問題点とそれらの要因のまとめ	1-70
1.12.1	第1章における問題点とそれらの要因のまとめ	1-70
1.12.2	深掘り調査のための各製品カテゴリーの主な課題	1-70

第1章 サウディ・アラビアにおける消費者保護の現状、 問題点及びそれらの要因

サウディ・アラビア王国においては、その独特な自然、経済並びに社会環境のゆえに、消費者保護の問題は非常に重要である。(1.1. 参照)

サウディ・アラビアにおける消費者保護は、王令 M10, M11及び関連法規を含む法律体系に基づいている。(1.2. 参照)

消費者保護活動は、S A S Oを含む関係省庁諸機関によって推進されている。それらは強制規格、製品検査、認証、登録、認定及びライセンス制度によって行われている。(1.3, 1.4, 1.5, 1.6, 1.7参照)

消費者物資は殆どが外国から輸入されており、残りは国内製造業から供給され、その割合は年々増加しており、いろいろな流通経路を経て市場で売られている。(1.8, 1.9 参照)

サウディ・アラビアでは現在、消費者被害に関するデータベースが存在せず、S A S O及び調査団は、その詳細調査対象製品群についての消費者被害の情報を得るのに非常に苦労した。調査団は電気に基づく火災事故についてはCivil Defense (消防組織) から、タイヤに基づく交通事故についてはTraffic Police (交通警察) から、M O C (商務省) や市場の訪問調査、市場からの買上品の試験及びS A S O職員に対するアンケート調査等 から必要な情報を収集した。(1.10. 参照)

サウディ・アラビアにおいては、近年、文明化が急速に進んでおり、また新しく、大変進んだ製品が色々な国から輸入されている。従って、消費者教育はより良い消費生活のために欠くことが出来ない。(1.11. 参照)

第1章において述べられた消費者保護の問題点とその要因については、1.12 に要約されている。

1. 1 消費者保護の観点より見たサウディ・アラビアの状況

サウディ・アラビア王国はアラビア半島の約80%を占めている。サウディ・アラビアは日本の約5.7倍の2,150,000 km²の広さを持っている。その国土の大部分は非常に乾燥した荒地である。夏の気温は50℃に達することもある。非常に乾燥した気候は、色々な材料を燃えやすくし、また非常に強烈な日射は、高温と相まってプラスチックやゴムなどの物質を劣化させる。

人口は約1700万人で、その内の400万人は外国からの出稼ぎ労働者である(頭脳労働者を含む)。サウディ・アラビア人の人口は非常に増えており、サウディ・アラビア政府は教育並びに職業訓練に重点を置き、外国人労働者を訓練されたサウディ・アラビア人に置き換えようと努力している。一例を挙げれば1986年においては文盲率が60%であったが96年には20%と急速に減っている。一般的な教育の他に、技術教育や高等教育についても発展中である。

1992年のGDPはおよそ4550億S. A. R.であり、その内の37%を原油、天然ガス並びに石油精製部門が占めている。また、政府サービス部門が約25%を占め、民間部門が約38%を占めている。1995年における政府支出の推定値はおよそ1500億 S. A. R.であり、その内の33%は国防費、また18%が人材開発費である。この巨額な人材開発についての支出は、サウディ・アラビア政府が教育に対して重点をおく考え方を示している。1994年の全輸出額は、およそ1600億 S. A. R.であり、その内、石油並びに石油製品が96.8%を占めている。石油関連以外の輸出も増やしていかなければならない。一方、全輸入額はおよそ870億 S. A. R.であり、720億 S. A. R.の輸出超過になっている。

大部分の消費物資は色々な国から輸入されているので、サウディ・アラビアの消費者は市場にある色々な種類の商品の中から、彼らの望むものを正しく選ぶために十分な知識を持たねばならない。

1. 2 消費者保護に関連する法体系

サウディ・アラビアにおける基本法はコーランから導き出されたイスラム法、シャリアである。従って法体系は他の諸国と異なった体系となっている。

1. 2. 1 法体系の現状

消費者保護関連法体系の比較

サウディ・アラビアでは、例えば製品安全の確保、適正な表示及び公正な競争市場の確保のためのような目的別法律がなく、王令 No. M/11（詐欺的取引禁止法）が制定されていて、それで消費者保護のための項目がすべてカバーされているとしている。

消費者保護行政を実施するに当たって、まず必要なのは法体系である。そのうち特に製品安全、適正な表示、及び公正な取引の確保が重要な要素である。

それらの法律に関して諸外国の例とサウディ・アラビアの現状を比較して表 1.2.1-1 に示す。

表 1.2.1-1 消費者保護法体系に関するサウディ・アラビアとその他の諸国との比較

保護項目	英国	ドイツ	米国	日本	サウディ・アラビア
製品安全の確保	消費者保護法	機器安全法	消費者製品安全法	消費生活用製品安全法	王令No. M/11 （詐欺的取引禁止法） 及びサウディ・アラビア規格（SSA）
適正な表示	取引表示法	価格表示法	※連邦取引委員会法	家庭用品品質表示法	
公正な競争市場の確保	公正取引法	不正競争防止法		不当景品類及び不当表示防止法	

※ アメリカの各州では、この法律を基に不実、詐欺的又はまぎらわしい表示の禁止法が制定されている。

上表で分かるように各国は夫々に、製品安全の確保、適正な表示及び公正な競争市場の確保の為に個別の目的毎の法律を持っている。更にこの法律を基に規則や仕様、規格を定めて運用している。

サウディ・アラビアの消費者保護法体系

1) 王令 No. M/11 (dated 22.5 1404H) (詐欺的取引禁止法)

王令 No. M/11 は不公正な取引を禁止する法律で、以下のような概略を持っている。

- a) 次のような事項において、如何なる方法においても人を騙した者又は騙そうと企てた者、並びに混ぜ物をした者又は、混ぜ物をしようとして企てた者：—

- ・製品の正体、性質、種類、タイプ、要素又は重要な品質；
 - ・製品の原産地；
 - ・重量、測定、寸法、数量、容積等；
 - ・不正や欺いた表示、広告、製品展示；
- は罰せられる。

b) 次の行為を行なった者：一

- ・人や動物の食料品の必需要素に混ぜ物をした者又はしようと企てた者；
 - ・人や動物の食料品で必需要素に混ぜ物をした又は汚染した物を売った者、売る為に提供した者又は所持した者；
- は罰せられる。

- c) 規定の規格に適合しない物は、混ぜ物をされた物又は汚染された物と見做される。
- d) サービス期限が過ぎたもの、製品の上にマーキングされた有効期限が切れた物は、混ぜ物をされた物又は汚染された物と見做される。
- e) 混ぜ物をされた物、汚された物、サービスの用に供しない物を輸入した者は、それらの物を返却するよう命じられる。
- f) 混ぜ物をされた物、汚された物、サービスの用に供しない物の製造者や供給者は市場からその除去を命ぜられる。

この王令では、規定の規格に適合しない製品は、公正な取引に反する物と見做される。「規定の規格」とは、王令 No. M/11の「詐欺的取引禁止法の施行令」で決められており、次のようになっている。

詐欺的取引禁止法、第3条における「規定の規格」とは、次のものである。

- ① 規格や計量に関するサウディ・アラビア機関により制定された規格、又はその機関により認められた他の機関もしくは海外の機関により発行された規格
- ② サウディの政府機関でそれらの機関が仕様や条件を発行する権限を規則により与えられている場合、それらの機関で発行された規格

上述の①に示す「規格や計量に関するサウディ・アラビア機関」とは、王令 No. M/10に基づいて設立された SASO を意味している。

従って、全ての製品は SASO により制定された規格、又は SASO により認められた海外の規格に適合しなければならない。それら規格に適合しない物は、市場の流通に適しないものとして取扱われ、そのような製品を製造、輸入、流通させる如何なる行為も王令 No. M/11に対する違反として処罰される。

そして前述の ②項により、MOMRA, MOAW, MOH等は食料品や農産物及び医薬品に対し特別の規則を制定し、規則や規格に適合しない製品が製造、輸入、流通しないよう規制している。

2) 王令 No.M/10 (dated 3.3.1392 H.) (S A S O 設立法)

王令 No.M/10は次のような概要である。

- a) 王令 No. M/10 は、サウディ・アラビアにおける唯一の機関として、S A S Oを設立する法律である。S A S Oの機能は、全ての産業生産物や消費資材の国家規格を制定する責任を負い、それと共に度量衡基準、商品の表示や証明にかんする事項、サンプリングや試験検査の方法を定めている。S A S OはS S Aとして規格を発行している。
- b) S A S O は、Qマークを与えたり、S S Aへの適合証発行のルールを制定する。
- c) S A S O は、アラブや近隣諸国及び国際的な標準化機関にサウディ・アラビアの代表として参加する。
- d) S A S O は、MOCの下の自律的な機関で、財政的に独立した機関である。

3) 王令 No. M/29 (dated 13.9. 1383 H.)

この法律は、サウディ・アラビアの全域にわたって、メートル法を適用する事を規定している。一般的な測定には、長さ、重さ、体積や面積の単位も含まれている。この法律には守るべき事と共に、法を犯した場合の罰則も含まれている。

1. 2. 2 現行法体系の問題点

サウディ・アラビアにおける法体系に照らして、消費者保護の問題点及びその原因を明らかにする必要がある。問題点を要約すると次の如くである。

1) 消費者保護基本法の欠如

日本では、政府、事業者、消費者がどのような役目を果たすべきかを規定する「消費者保護基本法」が存在するが、サウディ・アラビアにはその様な消費者保護を実現する為に、政府、事業者、消費者がどのような役目を果たすべきかを規定する基本的な法律が存在しない。

サウディ・アラビアでは、消費者自身が自分達を守ろうとせず、消費者側の製品の誤使用に起因する事故が多発している。例えば、多数のドライバーは自分たちのタイヤに関して注意を払わず無関心である。サウディ・アラビアの様な熱帯地域では、タイヤは熱い道路にも耐えられる強靱なものでなければならない。しかし、タイヤの空気圧が低いままドライブをしている。タイヤの空気圧が低いと事故が起こる。厳密に言えば、事故はドライバーの不注意が原因であると言える。

この意識の欠如は、ドライバーだけにとどまらず、一般消費者にも言える事である。サウディ・アラビアでは消費者は安全を無視しがちであることが問題である。

製品の安全の多くは製造業者に依存しているが、事故を見ると、消費者自身も製品の適切な使用によって自分自身を守る義務がある事を物語っている。

もし消費者の役目を規定する法律があれば、消費者が法を見る事も促進され、彼ら自

身を守ると言う義務の意識高揚も促進されるであろう。そして、事故は相当減少するであろう。

2) 消費者保護の総合的プランの欠如

消費者保護行政は関係省庁によって夫々に実施されているが、サウディ・アラビアにおける消費者保護の総合的なプランが無く、もっと省庁間の連携が必要である。これは、王令 No. M/10及びM/11が、関係省庁の連携すべき事を規定していない事による。

消費者保護の総合的なプラン及び関係省庁の連携は、消費者保護にとって必要不可欠である。

次に示すのは総合的なプランを策定する各国の代表的機関とその活動である。

イギリス：全国消費者評議会（National Consumer Council）

政府から補助金をえて通産大臣により議長およびメンバーが任命され、全国的な規模で消費者問題の討議、対策、調整が行われる。

ドイツ：消費者問題各省合同委員会（Inter-Ministry Joint Committee for Consumer Affairs）

相互に情報を交換し、各省間で消費者問題に係わる政策を調整する。

アメリカ：連邦消費者問題評議会（Federal Consumer Affairs Council）

連邦政府における消費者関連の部署からなり消費者問題に関する大統領への助言と連邦政府内の調整を行っている。

日本：消費者保護会議（Consumer Protect Council）

消費者保護会議は、前述の消費者保護基本法に基づき設置されたもので内閣総理大臣を議長に関係行政機関の長をメンバーにして開催され、広範な行政分野に亘る消費者行政の総合的な施策の策定及び推進機関としての権限を持つ消費者行政推進の為の最高意志決定機関である。

各省庁の消費者保護の実態を密に連絡しあって、国全体の施策を立案するには消費者保護会議のような組織が有効であるがサウディ・アラビアにおいては「消費者保護会議」が設立されていない。

3) 製品安全法の欠如

サウディ・アラビアでは、詐欺的取引禁止法でカバーされていると考えられているため、製品安全法は存在しない。前述の如く、消費者保護の法体系は、基本的には、王令 No. M/10 および 11で構成されている。消費者にとって関心のある安全問題が、製品の詐欺的表示と同じレベルの取引上の詐欺行為として取扱われている。

サウディ・アラビアでは市場に輸入品が氾濫していて、消費者保護活動は安全な製品の流通と言う目的から始まった。即ち、安全の確保、性能の達成、組成表示及び原産国表示の適正でないものは、不正な取引と言う統一概念で扱われた。

次の例は王令 M/11及びSSAだけでは、消費者の安全確保が十分でない事を示す。

- ・SSAが無いが、SASOの認めた規格が無い場合、製品の安全が確保されない。
例えば、電気の接続アダプターによる事故が多発しているが、このアダプターを規制する規格が未だ無く、事故を予防する事が出来ない。
- ・王令 M/11及びSSAでは不安全な製品を取締るには十分ではない。
例えば、中古タイヤは品質が安定せず、購入使用には危険が含まれる。その様な危険を避ける為、中古タイヤの販売を禁止する必要がある。しかし、現在の法体系では、規則を決めるのは困難である。
- ・製造業者、輸入業者、小売業者は、市場において製品の安全を証明する義務がないので不安全製品が見付かっても、違反者は起訴出来ず、市場査察も意味が無い。違反事実を明らかにするには、製品を試験し査察員によって不安全である事を特定しなければならない。その様な特定には多大な時間と労力を要し、実際的ではない。
- ・例え製品がSSAに適合していても事故は起きるが、詐欺行為に対する責任追及では、製造業者も輸入業者も詐欺を行なった訳では無いので訴追出来ない。

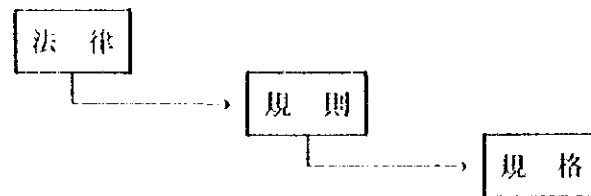
表1.2.2.-1は、EU 諸国で典型的な製品安全法と王令No. M/11を比較して、サウディ・アラビアの現行法体系における問題点を示す。この表は、王令 No. M/11及びSSAでは欠陥製品による事故の危険に対して消費者を保護するには充分でない事が示されている。

表 1.2.2.-1 実際の場面における王令 No. M/11と製品安全法の比較

項目	王令 No. M/11	製品安全法
安全性要求事項	× 安全性要求なし 王令 No. M/11はSSAに依存	レ 全製品に対し基本的安全要求事項に適合することを求めている
安全規格の無い場合の製品安全性の判定	× 安全規格無しでは判定不能	レ 安全規格が無い場合でも基本的安全要求事項に基づき判定
製品安全性証明に対する企業の責務	× 製造業者、販売業者共に証明義務は課せられていない	レ 製造業者、販売業者共に証明義務が課せられている
安全規格の無い製品に対する市場監査	× 規格無しでは製品が安全かどうか判定不可	レ 基本的安全要求事項に適合していることの証明を要求することにより判定でき、市場査察が可能
安全規格の無い製品による事故に対する製造業者又は輸入業者に対する訴追	× もし製品が規格に適合しておれば製造業者又は輸入業者を詐欺で訴追できない	レ 製品が規格に適合していても、基本的安全要求事項に適合していないとの理由で、製造業者又は輸入業者を不安全な製品を製造又は輸入した事で訴追できる

注 X: 適応していない
レ: 適応している

一般的に、法体系としては「法律」--「規則」--「規格」の体系をとる。



- ・法律：制定の必要な要件毎に制定され、その必要要件を達成する為、関係者の権利・義務を規定し、違反した場合の罰則等を定める。
- ・規則：法律の目的を達成する為の詳細、具体的な手続き等を規定する。
- ・規格：達成すべき技術的基準を定める。

規格は単に、技術的仕様、試験方法を規定するものであり、製造業者や、輸入業者、流通業者、消費者、その他関係者の義務を規定したり、規制すべき内容を規定するには相応しくない。義務は、法や規則で規定すべきである。

現在のサウディ・アラビアの法体系では、製品安全に関する法律は、「詐欺的取引禁止法」を採用している。その為、製品安全に関しては、製造業者、輸入業者、流通業者、消費者等関係者の義務が規定されておらず、それが取締りを困難にしている。規制は規格を基礎としているので、規格のある製品は規制され、規格のない製品は規制を受けない。

4) 他の法律上の問題点

消費者保護基本法及び製品安全法の他に、特定の分野においては次のような法律が欠如している。

a) 屋内配線法及び屋内配線工事の資格制度の施行の不徹底

屋内配線法が無く、1.10 に記した様に電気、特に屋内配線に関する火災が多く発生している。「電気・機械工事に関する資格規則」は1976年に制定されているが、うまく機能していない。

一般に、屋内配線工事は、安全を確保する為、ある一定のレベルの技能及び知識を持った資格の有る技能者により工事されなければならない。しかし、サウディ・アラビアでは、その様な屋内配線工事の資格制度はうまく機能しておらず、工事は一般に施主と請け負い業者の間での契約で行われる。施主が屋内配線工事の知識に乏しく、時には、コストを下げる為、必要な電線サイズ以下の電線を使用する事を要求する事がある。従って、サイズの小さい電線に過負荷がかかり火災事故の原因になる例が多く発生している。

b) 表示法の欠如

サウディ・アラビアでは王令 No. 9/11及びSSAで充分と考えられていて表示法が無い。SSAが存在しない製品は規制されない。例えば衣類等はSSAが無いために

規制を受けない。衣類の繊維組成に関して顧客の必要とする情報や使用上の注意事項を与える義務が製造業者、輸入業者には無い。これでは消費者保護機能が適切に全うされない。

消費者保護の為に適正な表示の確保は不可欠である。顧客に対し商品の選択時に必要な、原産国、定格、寸法、重量、性能、組成等、種々の情報を提供する必要がある。各国は、表1.2.1.-1に示した如く表示に関する法律を制定している。

c) 各々の製品分野の法律の欠如

- ① タイヤに関して言えば、道路交通の安全の為にタイヤを正しく使用し、メンテナンスする規定及びそれに違反した場合の罰則に関して規定した法律が無い。
- ② 繊維製品に関して言えば、メッカにおける火災事故によりテントの防炎性の規格は見直されたが、テント以外に絨毯、カーテン等の防炎性を必要とする対象物及び場所についてCivil Defense Lawには規定されていない。

更に、各国で規制されている繊維製品の有害物規制法も無い。現在は衣服に残留する有害物による被害が顕在化していないが、いずれ顕在化する恐れがある。

1. 3 消費者保護に関わる諸機関の機能

サウディ・アラビアにおける消費者関連機関の機能は以下に示す様になっている。

1. 3. 1 商務省、都市村落省

1) 商務省 (MOC)

MOCは、すべての消費生活用製品に対して消費者保護行政の中心的役目を果たす機関であり、且つ商店等の登録制度の実施、不公正取引の取締り、苦情・事故情報の窓口業務及び商取引上の紛争の仲裁を行っている。

消費者保護に関するMOCの活動の例を次に示す。

a) 消費者保護

全ての消費生活用品はMOCの管理下にある。SASO規格に適合しない製品や、偽物・詐欺商品の取締りを行っている。

b) 食品品質の管理

食品品質は、日常生活の基本的品質で厳しく取締りが行われている。実際には食品はMOCのラボで厳しく試験・検査が実施されている。

c) 企業や商店の登録

全ての企業や商店は業務を始める前に、登録の為住所やID等を所定の用紙に記入・提出しなければならない。

d) 商標の管理

商標はMOCで管理がされている。

e) 消費者の苦情情報の収集や取引上の紛争の仲裁

消費者の苦情情報や取引上の紛争情報はMOCやそのラボ及び地方の26個所で集められている。MOCでは紛争の仲裁も行われている。

f) 試験・検査

MOCはリヤド、ジェッダ、ダンマンに3つの大きなラボを持ち地方にもラボを5カ所持っている。これらのラボは主として食料品の検査を実施している。その他、度量衡器具や宝石類、香水を検査し違反品を取締っている。電気製品の様な他の製品はSASOで試験・検査が実施されるが、違反品の摘発はMOCが行っている。

商務大臣はSASOの理事会の議長を務めており、供給担当次官はSASO理事会のメンバーを務めている。又、MOCラボの職員は規格作成の為の特別委員会、技術委員会又は作業部会に参加している。

2) 都市村落省 (MOMRA)

MOMRAは、村落のセンター造りの計画、都市サービス網の機能や維持管理、環境の保護、人々の健康の保護を含む都市や村落の開発の実現に関して責任を果たしている。

MOMRA及び地方自治体は、食料品の市場査察を行い、消費者保護の為に多大の貢献をしている。食料品店の施設を検査してライセンスを与え、都市・村落の食料品の扱い状態をモニターして管理している。MOMRAは、食料品店、レストラン等の施設の衛生状態は3ヶ月に一度、従業員の健康状態は6ヶ月に一度の割合で検査している。また、MOMRAは、定期的に食品の有効期限や他の重要なモニターすべきポイントを検査し、欠陥があれば必要な是正措置をとっている。

リヤド市を例に取れば、70人の検査員が定期検査に当たり消費者の苦情に注意を払っている。即ち、苦情を受けると、苦情の出ている食料品店などを訪れ、サンプルを抜き取り市のラボで試験をし、その結果に基づき必要な手段を講じている。

1. 3. 2 内務省 (MOInt.) (Civil Defense、Traffic Police)

1) Civil Defense

Civil Defenseは、火災の消火や予防活動に責任を持つ機関である。即ち、消火活動を行い、火災の原因を究明し、それに対する対抗手段等を講じている。更に、夫々の火事の原因を究明し統計を取っている。

サウディ・アラビアにおける火災の発生率は、例えば東京における発生率と比較するとやや多く、1.10.1に記したように増加している。火事の統計ではお粗末な屋内配線や、配線短絡、電気器具による火災の数が比較的多く見うけられる。

昨年(1997)、メッカで発生した火災事故に関しては、原因の究明及び再発防止手段が取られ、防炎性のテント規格の見直しがSASOにより実施された。現在、Civil Defenseではラボを持っていないが、火災原因の究明のため、署内にラボを設置している所であった。

2) Traffic Police

Traffic Policeは、交通行政を担っていて、交通事故の予防措置、事故調査や統計を取っている。サウディ・アラビアでは交通事故件数が年々増加し、大きな社会問題になっていて、交通事故件数の減少は消費者保護の主要政策の一つになっている。Traffic Policeは、毎年全国的に交通週間のキャンペーンを行ない、「パノラマ」と言う特別のパンフレットを発行して、一般歩行者やドライバーと同様、生徒や学生に対し交通安全意識の必要性について啓蒙活動を実施している。

大多数の事故原因は、交通安全意識の欠如である。規定のタイヤ空気圧以下で高速運転をしたり、タイヤには速度制限があるがそれを無視して安いタイヤを購入し、速度制限以上のスピードで走行し事故を起こしてしまう事例が多発している。

Traffic Policeは、この様に交通安全に必要な基礎知識の欠如やモラルの低さには手を焼いている。

1. 3. 3 その他

1) 工業電力省 (MOIE)

MOIEは、国内産業の保護育成の一環として、製造業の認可・登録制度を実施している。従って、産業プロジェクトの設立を希望する投資家は、事業認可申請書に必要な資料を添えてMOIEの事業認可局に提出し、認可を受けなければならない。認可後も安全や性能に問題があったり、消費者からの苦情があったり、不正行為があれば、工場に立ち入り、検査を実施し、不適合であれば改善を求める。改善されない場合は操業停止又はライセンスの取り消しをする場合もある。しかしその例はMOIEスタッフによれば1%以下と極めて希である。

MOIEは発電、送電、配電などにも責任がある。また、屋内配線の管理も行っており、この屋内配線の管理は消費者保護上、非常に重要である。

2) 税関

税関は財政・経済省に属しており、他の省庁の援助の基にサウディ・アラビアへ輸入されてくる全ての物資の管理に当たっている。それら省庁はサンプルを抜き取り規定の手順でチェックし輸入許可するか否かを決めている。

3) 農水省 (MOAW)

MOAWは食料用の漁業や畜産物等を管理担当している。

4) 厚生省 (MOH)

MOHは健康管理や病院管理を担当していて税関と協力して認証書をチェックすることにより、海外からくる医薬品の管理を担当している。

5) 教育省 (MOE)

MOEは初等・中等教育を担当している。カリキュラムにより初等・中等学校の生徒に消費生活の基礎知識を与えている。MOEは、何年もかかって成人の文盲者の一掃を図り、その占める割合はドラスティックに減少している。このことは消費者が取扱説明書を読んだり、消費者情報の理解を助け、消費者保護に大いに貢献している。

大学やそれ以上の教育は高等教育省が担当している。一方、農業、商業、工業学校のような技能教育はGOTEVOT (技能教育・職業訓練を実施する機関) という政府の外郭機関の管理下にある。

6) 情報省 (MOInf.)

MOInf. はテレビやラジオ放送、新聞や雑誌の発行等の管理を担当しており、他の省庁と連携して種々の媒体を通じて消費者に有用な情報を提供している。

7) 商工会議所 (CCI)

CCIは、産業界や商業界の利益を代表し、会員の保護・発展を目的とした非営利団

体である。CCIは、一方では財政的にSASOの活動を援助し、他方では、新しい規格作成をSASOに要求している。

8) 消費者支援機関

サウディ・アラビアでは消費者を代表して支援する消費者支援機関がない。消費者利益は各関係省庁で適度に代表されていると言われているが、真に消費者利益のために行動するには問題がある。

1. 4 SASOの組織とその機能、設備

1. 4. 1 SASO の組織と機能

SASOの組織を図 1.4.1-1 に示す。

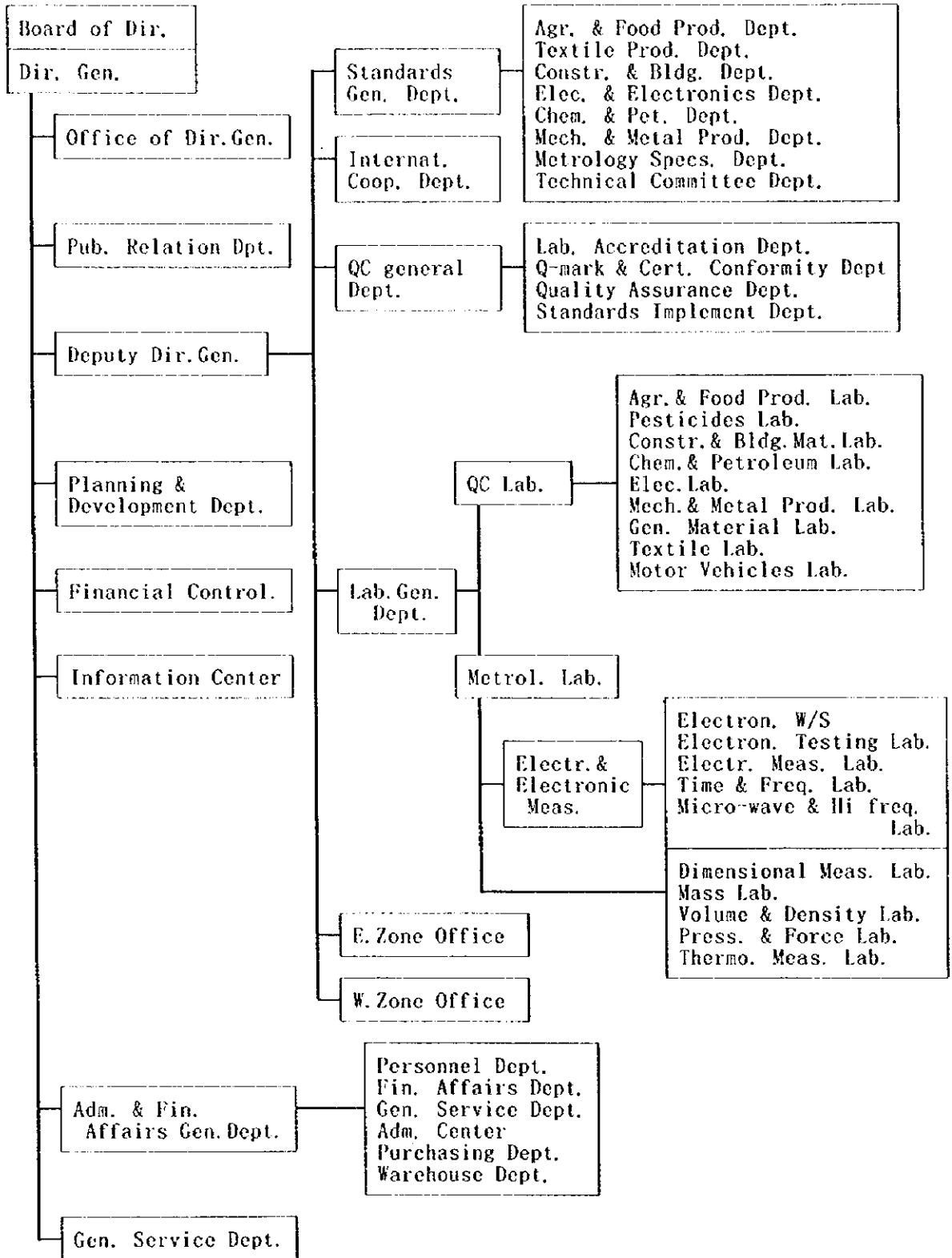


図 1.4.1 -1 SASOの組織図

SASOの活動の概要

SASOは製品の安全性、機能、試験法に関する仕様と規格を確立し、SSAの発行、試験の実施、規格に基づく検査と認証、消費者教育に対する責任を有するサウディ・アラビア唯一の機関である。

SASOはまた、国家計測・校正センターとして産業界と学術研究を支援し、更に正確な測定を通して消費者と流通業者双方を保護する役目を持っている。

SASOはすでにQマーク制度を導入している（1.7.1 参照）。この制度では工場はその工場の製品の検査と試験を行い、工場が要求レベルを満足しておればその製品はQマークを表示することが許される。Qマーク表示工場は定期的に監査され、品質や安全性に問題が生じない様に指導される。

SASOは更に他の政府機関や一般企業からの要請によって試験とその報告を行う。他の政府機関の要請により実施された試験の結果、追加措置が必要となった場合には、その措置実施の責任は当該政府機関にあり、SASOには権限は無い。

1) Board of Directors (BOD)

BODはSASOの最高決定機関で、MOC大臣を議長とし、SASOの総裁が副議長で、それ以外に約10名の関係政府機関および流通、産業の代表者で構成されている。

BODは年に2～3回開催され、SASOの政策や年間予算、決算、五カ年計画や新規または改訂規格の承認、SASOの運営に係わる事項等を審議、決定する。

2) The Public Relation Dept.

この部の職務はSASOの消費者保護業務と密接に関連し、3～4名からなる3つの課で構成されている。その担当範囲は次の通りである。

- a) 規格や消費者保護に関する情報を各種のメディアを通して公開する。そしてSASOの活動に関係のある情報を収集し、各局長に流す。情報の発信は殆ど毎日行われている。
- b) セミナーやトレーニングコース及び展示会を行う。今年は、GCC諸国の展示会も含めて24の展示会に参加する予定である。
- c) 雑誌 'The Consumer' に対する広告を集める。
- d) GSMOの幹事

3) Planning & Development Dept.

この部は、SASOの5ヶ年計画及び年次計画、またSASO職員のトレーニングを担当する。現在の5ヶ年計画は、1995年から2000年までのものである。SASOの5ヶ年計画は、The Ministry of Planning に提出され、その了承を得た後はこの部がそれにしたがつた年次計画を策定し、その進行をチェックする。この部は、年間で100人から200人のSASOの職員のトレーニングを実施する。政府はトレーニングを非常に重視している。この部には計画を担当する部門とトレーニングを担当する部門があり、そ

れぞれ3人の人員が割り当てられている。

4) Information Center

このセンターは、国家、地域、国際レベルの規格に関する各種の資料を収集しており、またその資料をGCC諸国を含めた外部に提供している。このセンターには、図書館及び計算機化されたデータベースがある。

5) Standard General Dept.

この部は、理事会で定められた年次計画に従って規格を起草する。この部は、以下の8つの部門で構成されている。これらの下部機構の中で7つの部門は各々担当する分野を有し、それぞれ規格草案を準備するために技術委員会を運営する。

- a) Agriculture & Food Product Dept. : 16名
- b) Textile Product Dept. : 5名
- c) Construction & Building Material Dept. : 9名
- d) Electrical & Electronic Dept. : 8名
- e) Chemical & Petroleum Dept. : 7名
- f) Mechanical & Metal Product Dept. : 8名
- g) Metrology Specification Dept. : 5名
- h) Technical Committee Dept. : 15名

6) International Cooperation Dept.

この新しい組織は8名で構成され、すべてのSASOの国際的な技術活動を担当する。但し、GCC諸国との関係は除外されている。その主要な活動は次の通りである。

- a) 日本、イギリス、米国、フランス、韓国、インド等の外国との技術連携
- b) 国際会議等への政府派遣団への参加
- c) WTOとの窓口
- d) ISO, IEC等の国際機関との連携

7) QC General Dept.

この部は、品質管理に関する制度並びにその適用を担当する。次の4つの部門から成り立っている。

- a) Laboratory accreditation Dept. : 1名
- b) Quality Mark & Certificates of Conformity Dept. : 6名
- c) Quality Assurance Dept. : 8名 (ISO9000 6名、ISO14000 2名)
- d) Standard Implementation Dept. : 9~10名 (ICCPの実施)

8) Laboratory General Dept.

この部は、Quality Controlラボ及びMetrology & Calibrationラボから成り立っている。QCラボは、規格原案の適応性の確認のための試験と研究及びサウディ規格への適

合性の確認とQマーク制度についての試験を行っている。

The Metrology and Calibrationラボは、国の計量標準を保管し、測定機器や検査機器の校正を行っている。試験所の認定にも参画している。

a) Quality Controlラボ : 92名

- ① Agricul. & Food Prod. Lab.
- ② Pesticides Lab.
- ③ Constr. & Bldg. Material Lab.
- ④ Chemical & Petroleum Lab.
- ⑤ Electrical Lab.
- ⑥ Mechanical & Metal Prod. Lab.
- ⑦ General Material Lab.
- ⑧ Textile Lab.
- ⑨ Motor vehicle Lab.

b) Metrology & Calibrationラボ : 30名

- ① Electronics Work Shop
- ② Electronics Testing Lab.
- ③ Electrical Measurement Lab.
- ④ Time & Frequency Lab.
- ⑤ Micro-wave and Hi Frequency Lab.
- ⑥ Dimensional Measurement Lab.
- ⑦ Mass Lab.
- ⑧ Volume & Density Lab.
- ⑨ Pressure & Force Lab.
- ⑩ Thermometry Measurement Lab.

} 電気・電子計測ラボ

9) ジェッタ及びダンマンのSASO支所

これらの支所は、その地域におけるSASOの活動を代表して行っている。またこれらの支所はジェッタ及びダンマンの税関と共同して製品検査を行っている。

a) ジェッタ支所 : 53名

2~3名の職員が電気電子部門において、おもにジェッタの税関で抜き取られた製品について周波数チェックを行っている。試験機器がないためこの支所で行うことのできないテストについてはリヤドのラボで行われる。

b) ダンマン支所 : 40名

ダンマンにはラボはなく、電気電子機器についての試験は行われていない。但し、中古車の検査は行われている。

SASOの消費者保護に関連する活動全般の問題点

- ・現在のSASOの活動は非常に良く運営されているけれども、更に消費者保護活動を強化するためにSASOの中の部門間のより密接な情報交換と協力及び関連外部機関との密接な情報交換連携が必要であろう。
- ・SASOの行っている認証、登録、認定及び試験検査活動が関連するISO/IECの指導要綱に適合することは、より良い国際的な受入れ及び信用の確立の上に必要なことであろう。
- ・SASOの人材開発は非常に広範囲に行われているが、よりシステムティックな career development programがそれぞれの専門家及びマネージャーに対して必要であろう。

1. 4. 2 QCラボおよび電気・電子測定ラボの機能と能力

QCラボと電気・電子測定ラボの一部の機能は今回の調査に密接に関連している。昨年のそれらによる試験は 11,000 試料に及んだ。

機能と能力の詳細は下記のとおりである。

1) 農産物および食品工業ラボ : 19 名

1996年には1,455の試料の分析と試験を行った。分析・試験の目的は殆どがQマーク取得工場の製品の品質コントロールで、他に地方の(小さな)企業からの品質チェックを実施している。

2) 殺虫剤ラボ : 4 名

1996年には225の試料の分析と試験を行った。

3) 建設・建築材料ラボ : 4 名

1996年には50の試料の分析と試験を行った。

4) 化学・石油ラボ : 17 名

1996年には2,660の試料の分析と試験を行った。

5) 電気ラボ : 5 名

1996年には3,332の試料の分析と試験を行った。業務のおおよその割合は通関のための試験が40%、QCマーク認定工場のフォローアップ検査が30%(フォローアップ検査は1年に2回行われる)、政府機関関係が10%、地方の企業が20%である。試験は2名の技術者、3名の技能者により行われている。

電気・電子ラボは絶縁抵抗測定、耐電圧試験、漏洩電流測定、動作試験など一般的な安全に関連する基本的な試験を行うための試験装置は保有している。しかし、それらの多くは10年前に導入されたものである。製品が安全かどうか疑わしい場合には材料試験、構造検査、寿命試験が行われる。

電気ラボでは試験は関連するSSAとSSAになっているIEC-335に従って行われる。結果としてSSAとIEC-335の間には若干の差異が認められる。

試験設備や能力の制約でS S Aで規定されている全ての試験が実施できるわけではない。例えば、電気アイロンでは絶縁抵抗、耐電圧、漏洩電流、安定性、コード導入部の可撓性の試験と電源コード長の測定、動作試験と単純な外観検査のみがおこなわれ、正常時、異常時の加熱試験や落下試験などの熱的、機械的試験は行われていない。

時には私企業からその製品を試験するに必要な試験装置を持っていないと言う理由で試験依頼があるが、逆にラボから私企業に同様な理由でS A S O技能者の立ち会いの下に製品の試験を依頼することもある。

6) 電子試験ラボ (電気・電子測定ラボ中の)

ラボは度量衡ラボグループに属しているが、QC試験を分担している。

電気測定ラボは次の5つのラボからなっている。

Electronics W/S : 測定計器の維持管理担当

Electronics Testing Lab.

Electrical Measurement Lab. : 電力量計

Time and Frequency Lab. : 標準計器

Micro-wave and High Frequency Lab.

Electronics Testing Lab. は4名おり、QCラボの電気ラボと同様に主として税関から送られてくる製品の試験(主休は周波数チェック)を行っている。

電子製品、特にその安全性を試験するための機材は不十分である。

7) 機械および金属製品ラボ : 9名

1996年には264の試料の試験を行った。

8) 材料ラボ : 10名

1996年にはタイヤを含む2,579の試料の試験を行った。タイヤの試料数は350で、そのほとんどはS A S Oのジェッタ、ダンマン支所から輸入タイヤの品質を確認するために送られたものである。タイヤの試験を担当している人員は2名である。

現時点では試験項目はタイヤのサイドトレッドから採取したゴムシートの引っ張り強さと伸びの測定に限られている。試験項目が限定されている以外にタイヤから試料を作成する方法も不適切である。ここでは carcass layer をはぎ取るのにグラインダーを使用しているが、熱のためゴムの特性を劣化させる。

調査団は以下の項目について技術移転を実施した。

a) 試料作成の改良法

b) 再生タイヤの試験技術

- ・ carcass layersの剥離試験
- ・ シングルコードの引っ張り強度と伸びの試験
- ・ タイヤの断面測定
- ・ 25mm 幅 carcass cord の密度

- ・25mm 幅 belt cord の密度
- ・タイヤの総合強度の計算

下表はタイヤの試験装置の一覧表である。

装 置	台 数	仕 様	製造者または国
劣化試験用 電気オープン	2	最高温度 : 230 °C 最高温度 : 225 °C	アメリカ ドイツ
引張強度・伸び測定用 オートグラフ	1	最大荷重 : 10 ton	TINIUS OLSEN U S A
ゴム試料切断機	1		CEAST
試料成形グラインダー	1		

9) 繊維ラボ : 6 名

1996年には824の試料の試験を行ない、その内訳の概略は50%がQCマーク認定工場
のフォローアップ検査、10%が税関、20%が政府機関、20%が国内企業である。

主要試験対象品は以下の通りである。

テント用織物

ヤシマグ (男性用の頭にかぶる民族衣装)

絨毯

ティッシュペーパー

主要な試験項目は以下の通りである。

防炎性

染色堅ろう度

摩耗強度

混用率

ラボでの実施可能な試験と対応する主な試験機は以下のとおりである。

試験項目	対応装置
耐光堅ろう度	Xenotester
洗濯堅ろう度	Laundry meter
汗堅ろう度	Perspiration meter
摩擦堅ろう度	Rubbing meter
引張強さ	Tensilon Max. 500Kgf Tensilon Max. 1,000Kgf
引裂き強さ	Elmendorf tearing tester
破裂強さ	Burst tester
摩耗強さ	Dynamic loading tester
混用率	Microscope
耐洗濯性	Washing machine, Tumble dryer
防炎性	Vertical test instrument 45 degree test instrument

遊離ホルムアルデヒドのように皮膚障害の原因となる有害物質についてはSSAにまだ規定がないために試験が行われていない。

10) 自動車ラボ 6名

ここでは個人が輸入した乗用車を検査している。その数は年間 10,000 台に達する。

11) 管理・試料受付・サービス グループ : 16名

受付は供試製品を受け取り、必要事項をパソコンに入力した後、ラボに送る。日付、製品名、試験項目や他のデータがアラビア語で入力され、ラボの机からアクセスできる。しかし、データは統計的に管理されていないので、スタッフがラボの試験能力を把握したり、短期、長期の計画を立案することができない。

ラボ試験の問題点

市場査察に関連してのサンプル試験の実施数は少ない。

時折はQCラボでは消費者のクレームにより壊れた機器の試験や、MOCと共同で市場査察のために市場から集められた製品の試験が行われている。

1.5. 規格

1.5.1. 総論

SASOは、構造・建築材料、繊維、計量、食品・農産物、電気・電子製品、化学・石油製品、機械・金属製品のようなすべての分野の品目についての国家規格を制定し、公表している。これらの国家規格は、本質的には、王令 No. M/10 (1392H-03-03/1972-04-16)に基づき制定された強制規格である。これらの規格は、サウディ・アラビア規格又は省略してSSAと呼ばれている。

SSAの制定数と国際規格及び地域規格への整合

SSAの規格リスト (1418H/1997G) によると既に1323のSSAが制定されている。本調査対象の電気・電子製品に関しては176規格、タイヤは8規格及び繊維関係は73規格のSSAが制定されている。また、この内125規格がISO規格へ、26規格がIEC規格へとそれぞれ整合しており、658のSSAがガルフ諸国(6カ国)統一のガルフ規格と整合している。

SSAの制定又は改正の要望

SASOはSSAの多くを1980年代に制定しているため、規制当局、産業界などから近年の技術進歩に対応するSSAの制定又は改正が求められている。

SASOはこれらの要求に応じるよう製品の性質を考慮して最新の国際規格又は他国の国家規格を参考としてSSA草案を速やかに立案している。しかしながら、SASOは市場に出回っている製品の種類があまりにも多いので規格をすぐに制定する要求に応じられていない。いずれにしても、規制当局による種々の検査時において製品の適合性を検査するために、また、ガイドラインとしてメーカーが製品の設計に使用するためにSSAの制定は必要である。

1) SSAの制定及び改正のための手順

SASOは、SSAを起案するための組織機構を有している。Standards General Departmentは、この活動に責任を有し、この下部組織として製品分野別につきの8つのDepartmentを組織している。

- a) Agricultural and Food Products Department
- b) Electrical and Electronic Products Department *
- c) Mechanical and Metal Products Department **
- d) Chemical and Petroleum Products Department
- e) Textile Products Department ***
- f) Construction and Building Materials Department
- g) Metrology Specification Department
- h) Technical Committee Department

* : 電気・電子関係の規格の担当である。

** : 自動車用タイヤ関係の規格の担当である。

*** : 繊維関係の規格の担当である。

SASOは、SSAを起案するための手順を確立し、履行している。この手順には、国内業界、販売業者、輸入業者、規制当局、研究機関及び消費者の人々に規格の草案作成の委員会に参加できる機会を与えるよう配慮している。この委員会は草案SSAによってカバーされる分野の均衡のとれた数の利害関係者からなる。しかしながら、消費者組織団体がないので、政府当局が消費者代表の振る舞いをしている。SASOのStandard General Departmentのスタッフは各種統括委員会及び技術委員会に出席しているが、SASOラボの試験担当者はこれらの委員会には出席していない。

2) SSAを制定するための組織機構

SSAを制定及び改正するための組織機構は図 1.5.1 -1 に示す通りである。

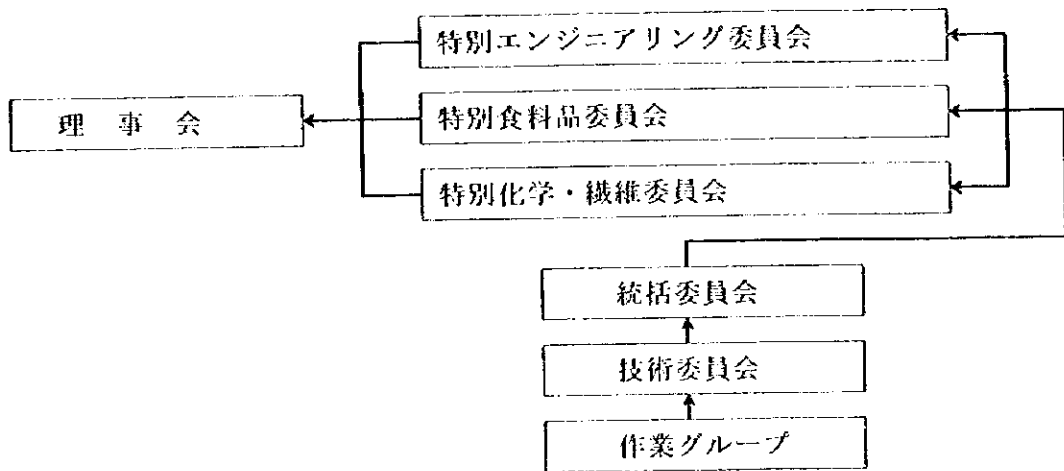


図 1.5.1 -1 SSAを制定及び改正するための組織機構

各委員会組織の役割は次のとおりである。

- 理事会 (Board of Directors)は関連する特別委員会(Specialized Committee:SC)により提出された草案規格を承認するための最高権限を有する。
- 特別委員会(Specialized Committee:SC)は理事会の小委員会で、この委員は、理事会が理事会のメンバーでその分野に関係する者の中から割り当てる。統括委員会から提出されたSSA草案を検討し、理事会に承認のために提出する。
- 統括委員会 (General Committee:GC)は、SASOの Standard Department ごとに設置されている。この委員会は、SSAを草案するための5年間計画とこれに基づく単年度の計画を理事会に提案する。この委員会はTCにより提出されたSSA草案の見直しを行う。この委員会は7人以上、15人以下で構成される。SASO

は委員と調整を図った後、委員長を任命し、S A S O委員は事務局を勤める。

d) 技術委員会(Technical Committees:TC)は、必要に応じ、統括委員会により設置される。TCはS S Aの草案を作り上げる。この委員会は10人以内で構成される。

TCはS A S O以外の代表委員から委員長を選任し、S A S O委員は事務局を勤める。

e) 作業グループ(Working Group)は、S S A作成のためにより詳細な技術的検討を行う必要がある場合に設置される。委員は上部TC又はその他のTCの委員からなる。

3) S S A 制定及び改正の流れ

S S A制定及び改正の流れを図 1.5.1 -2 に示す。

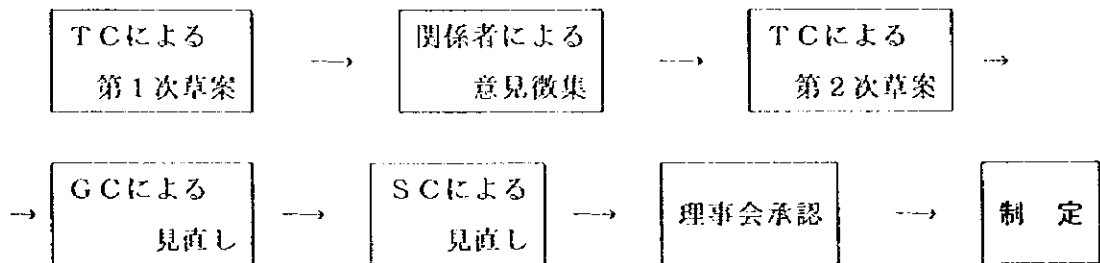


図 1.5.1 -2 S S A制定及び改正の流れ

S S Aは、実際のニーズに応えた優先順序に基づいて起案される。既存のS S Aについては、原則5年ごとに見直され、また、必要に応じて見直しされる。この5年ごとの見直し間隔は、近年の技術の進歩を考えると長すぎる。

1. 5. 2. 電気・電子製品

電気・電子製品のS S A草案作成のために1つの統括委員会と製品分類ごとに次に掲げる7つの技術委員会が設置されている。

- T.C. 1: Home appliances and their accessories
- T.C. 2: Cables and their accessories
- T.C. 3: Telecommunication and electronic apparatus
- T.C. 4: Illumination and their accessories
- T.C. 5: Regulating devices and accessories
- T.C. 6: Transmission and distribution equipment
- T.C. 7: Medical equipment

家庭用、工業用、建築設備用等の電気製品に関して176のS S Aが制定されている。その内の38規格が民生用機器に関するものである。その内訳は、照明器具に対する共通事項(1規格)、事務機器に対する安全規格(1規格)、電子機器(9規格)及び家電製品

(27規格)である。この38規格数(この数には試験方法の規格も含まれており実際の製品の種類は19である。)は市場に出回っている製品の種類に比してあまりにも少ない。

GCは各TCに目標として年に最低6のSSA草案を作成することを求めているが、電気・電子機器関係に関して過去3年間で4つのSSAのみを制定し、現在30以上の規格を草案中である。これは、サウジ・アラビアは輸入品に頼っているため技術専門家が不足しているためである。

近年においては、SSAは基本的には国際規格(IEC規格)を、国際規格が存在しない場合には、ヨーロッパ各国規格、米国規格、日本規格を参照し、また、サウディ・アラビアの特殊事情(気候、配線システムなど)も考慮し、規制当局、製造者、輸入業者などからの要求に応えるため急速にSSA草案を作成している。特に1.9項に述べた様に事故が多いため電源用アダプターと延長コードセットのSSAの制定が要求されている。

問題点

- ・社会のニーズに比して民生用機器に関するSSAの数の不足
- ・事故が多い電源用アダプター及び延長コードセットのSSA未制定
- ・国際規格(IEC規格)への整合の不足
- ・5年間隔のSSA見直し

原因

- ・技術専門家の不足

1. 5. 3 機械・金属製品(タイヤ)

タイヤは、機械・金属製品の中の一部として取り扱われている。機械・金属製品に対するSSA草案作成のために、1つの統括委員会と製品分類ごとに次に掲げる10の技術委員会が設置されている。

10の技術委員会の内訳は次のとおりである。

- a) Motor vehicle
- b) Motor vehicle filter
- c) Water pump
- d) Boiler and pressure vessel
- e) Air conditioning for building installation
- f) Kitchen cabinet
- g) School and Office furniture
- h) Light pole
- i) Garbage container
- j) Agriculture machine

ただし、タイヤについての技術委員会は設置されていない。S S A草案に際しては、S A S Oスタッフが国際規格（I S O規格）、その他各国の規格を参照して第1次草案を作成し、S A S OのS S A草案作成のルールに基づき、関係者の意見を聞き制定する。

タイヤについては、貯蔵に関する規格（1規格）、再生タイヤに関する規格（1規格）、乗用車に関する規格（3規格）及びバス、トラックに関する規格（3規格）の計8つの規格がある。また、スペアタイヤに対する規格が現在草案されている。

乗用車用タイヤに関するリスト（1998年版）を表 1.5.3 -1 に示す。

表 1.5.3 -1 乗用車用タイヤに関するS S Aのリスト

Gulf St'd No	Saudi St'd No	Contents
51/1986	445/1986	Marking, dimensions, air pressure, loading of passenger cars for tyres
52/1986	447/1986	General requirements for passenger car tyres, such as static characteristics, etc.
53/1986	448/1986	Testing method of characteristics of passenger car tyres
645/1997	1134/1996	Marking, dimensions, air pressure, etc of trucks and buses tyres
646/1997	1135/1996	Testing method of characteristics of trucks and buses tyres
647/1997	1136/1996	General requirements for trucks and buses tyres, such as static characteristics, etc.
--	1275/1997	Standards for characteristics of retread tyres and testing method
581/1997	1066/1995	Requirements for tyre storage
草案回状中		Compact tyres

問題点

- ・ S S A 1066/1995 (requirements for tyre storage)

日光、雨、湿気、オイル、及びグリースに対する要求事項を含んでいるが、保管中の損傷を防ぐためのタイヤの置き方、積み方などの方法が規定されていない。

- ・ S S A 1275/1997 (再生タイヤ)

乗用車用タイヤに再生タイヤの禁止、また、バス、トラック用に再生タイヤを使用するときの条件の制限が規定されていない。何故ならば、このS S AはB S規格と米国の規格を参照しているためである。日本やベルギーなど多くの国では、再生タイヤの信頼性に疑問ありと考え、乗用車用には使用禁止、バス、トラックに使用する場合

には前輪には使用禁止、後輪にはそれぞれの片側に2本のタイヤを装着する場合に限り、その1本のタイヤのみ再生タイヤを認めている。サウディ・アラビアは、熱帯地域であり、タイヤの使用条件は、過酷であり、交通事故もタイヤのバーストが原因であるものも多いのが問題である。これは新しいタイヤについても同様である。

- ・ドライバーによるタイヤ保守・点検のためのSSAの未制定、空気圧の不足が挙げられる。適切な空気圧を維持していないドライバーによるタイヤバーストの原因により多くの事故が発生しているにもかかわらず、維持についてのSSAが制定されていない。

原因

- ・タイヤが原因である交通事故の統計データと規格を改正するために必要な市場の情報の不足

1. 5. 4 繊維製品

繊維製品のSSA草案作成のために1つの統括委員会と1つの技術委員会が設置されている。技術委員会は、通常1年に15~20のSSA草案を作る。今年度は12草案をSSAとして制定した。残りの草案規格のSSAとしての制定は翌年に持ち越される。SSAは、国際規格（ISO規格）を参照し、また、英国規格などのいくつかの国の国家規格も参考にしている。

前述した73のSSAは次に関する規格である。

- 1) Basic and general standards
- 2) Woven fabric
- 3) Cotton sewing threads
- 4) Methods of testing
- 5) Miscellaneous products
- 6) Leather products
- 7) Blankets

SSAの国際規格（ISO）への整合

SSA1174/1996(Textile care labeling code using symbol)は、関連ISO規格(Care Label Symbol)に整合されている。

SSA645/1990(Requirements for fire retardant tent fabrics)の洗濯方法が『40℃で12回』と他の国の要求事項と比して厳しい。最近発行された『METHODS OF TESTING FABRICS FOR CIVILIAN TENTS』のタイトルを持つガルフ規格は、『50℃で5回』とISO規格に整合が図られている。そのため、ガルフ規格はSSAとして使用されている。これはガルフ諸国は国家規格としてガルフ規格を用いるよう方説されているからである。これによりSSAはISO規格に整合されていることになる。

SSA草案に際しては、現在の市場での繊維製品の安全/品質の程度を理解するために市場査察を行う場合がある。

問題点

- ・有害物質、有毒ガス、静電気からの安全のための S S A がない。
- ・一般衣類とスプリングマットレス（耐久性）に対する S S A がない。
- ・シルク製品である旨の表示位置の要求事項の不十分さ（SSA689/1991 Woven silk fabric）
- ・染色堅ろう度の試験方法の一部試験項目の不足

原因

- ・技術的専門家が少ない。
- ・市場ニーズの情報の不足
- ・縫製に関する S S A がない。
- ・他の国々に存在しないサウディ・アラビア固有の製品に対する参考規格がない。

1. 6 検査・試験システム

市場に置かれる製品は消費者保護のため、これらの安全性及び品質確保のための規制に基づいてSASOの協力のもと、規制当局により管理されている。市場査察を含み、現在の検査・試験システムは図 1.6 -1 のとおりである。

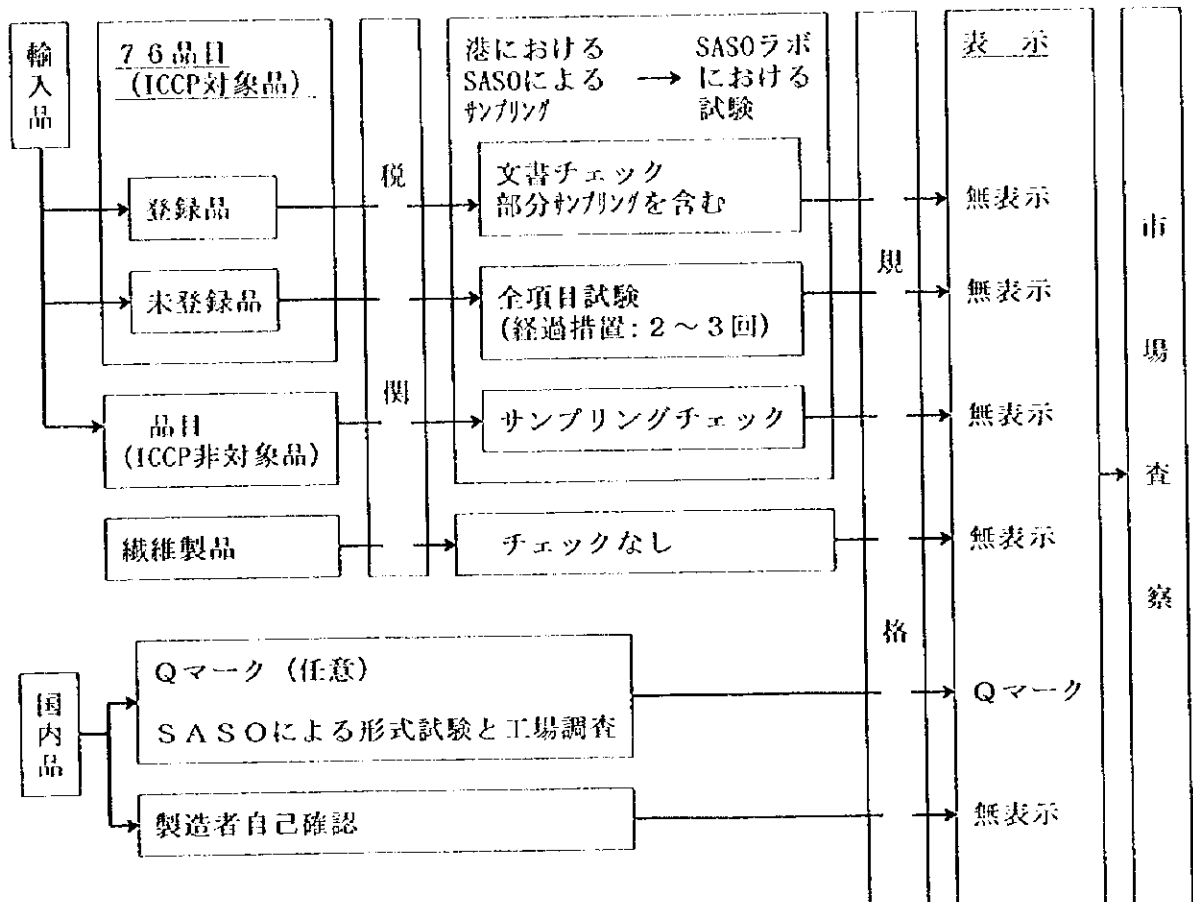


図 1.6 -1 検査・試験システム

輸入製品については、76品目を限定し、International Conformity Certification Program (国際適合性認証プログラム、ICCP) に適合することが義務づけられている。そして、76品目以外の輸入品に対しては、通関時に抜取り方式で検査を行っている。

一方、国内製品は、ICCPのような強制認証取得義務はない。SASOは、SSAに適合していることを確認したいメーカーに任意のQuality Mark制度を提供している。

上記の製品を市場に置く前の検査・試験に加え、市場において不適合品の販売予防のため市場査察を行っている。

この市場査察は食品品については頻繁に行われているが、その他については殆ど行われていない。

1. 6. 1 輸入製品検査

輸入品は、ロット毎に通関時にMOC、MOAW、MOInf.、などによって安全・品質確認のため抜取られ、検査される。これらの省庁はSASO同様、税関の建物にそれぞれの支所を配置している。サンプルの抜取りは税関、当該省庁と輸入業者立会いの下に行われる。抜取り製品は当該省庁が決める。

税関は関連省庁が提出した検査結果を参照して国内への製品の受入れを決める権限を有している。輸入業者は、製品がこの検査に合格するまでは通関できない。

1) 検査・試験システムの概要

a) ICCP登録製品

製品はランダムにロット毎に次のため抜き取られる。

- ・登録時のデザインとの照合
- ・受信装置組み込み製品の測定による周波数帯のチェック
- ・原産国、適合証明書を含んだ申請書類のチェック

ICCPのもとに登録が義務づけられている製品で未登録のものは、拒否され、通関できない。しかしながら暫定措置として、登録されていないものが輸入された場合、担当官庁により試験を受ける（将来は輸入禁止とする）。SASOは、電気・電子製品、タイヤ及び繊維製品などについてMOC等から依頼を受けて試験する。SASOは、通常10日以内にテストレポートをMOC等に発行する。

MOCからの依頼を例とする税関での抜取り検査のフローは、図 1.6.1 -1 のとおりである。

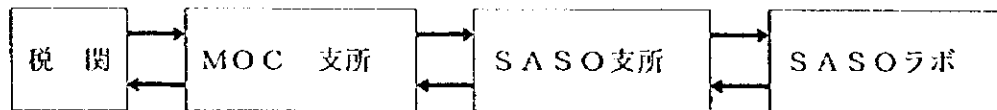


図 1.6.1 -1 検査ルート例

b) ICCP登録非対象製品

製品はICCP登録製品と同じ方法で次のために抜き取られる。

- ・原産国のチェック
- ・輸出証明書（輸出国のサウディ・アラビア大使館が発行）を含んだ申請書類のチェック
- ・輸入品の安全性・品質に問題があると判断された場合の試験（SASOなどで実施）

特に、腐り易い食料品（ICCP対象品に係わらず）は目視検査等により、臭い、変色等に関し、良く検査されている。これらは食料品の種類によりMOC又はMOAW（検疫）によって行われる。衛生証明書等を含み、申請書類はチェックされる。これら

の検査は通常1日以内で終了する。輸入業者は検査終了まで製品を保管しておかなければならない。

MOC、MOAW及びMOHは食料品等の検査・試験のために自前の試験所を有している。これらの試験所で試験ができない場合にはSASOに依頼する。SASOは技術的的局面からサンプル検査に協力している。

この通関検査において、輸入品の75%が通関時にチェックを受けていることになると言っている。しかしながら、食料品以外の製品については上記に述べたように原産国のチェック、外観チェックなどの目視検査のみ行っており、十分な検査とは言えない。

何故ならば、市場には規格適合性が確保されていない製品が多く出回っている。大きな問題は共通的に紛らわしい原産国表示及び有名ブランドの偽物である。

MOCは約10年前に繊維製品についての検査を行った。しかしながら検査の結果主に組成の不当表示不良品が約80%にまで上り、市場への品不足のおそれがあったためMOCはすぐに検査を中止した。調査団がSASOと協力して行ったサンプル試験でも同様な結果が見られた。検査・試験システムを改正するときはこの事実を考慮すべきである。

問題点

- ・市場における相当数の不適合輸入品
- ・検査項目の不十分さ（原産国と外観の目視検査のみ）

原因

- ・検査・試験システムの不十分さ
- ・不良製品への罰則の適用の不足

c) 規制当局毎の担当品目

各当局は表 1.6.1 -1 に示すように割り当てられた製品に責任を有している。

表 1.6.1. -1 規制当局と担当品目

省	担 当 品 目
MOC	全ての製品（一般用化粧品、貴金属及び一般用化学品を含む。但し、他の省庁の所掌を除く）
MOAW	家畜、生鮮フルーツ、野菜、卵、植物など
MOH	水、生鮮食品、薬品、放射性物質、核医学品など
MOInt.	禁止品目（麻薬、銃器、放射性物質、核医学品など）
MOInf.	情報資料（雑誌、CDカセットなど）
MOIE	工業用化学品

2) 輸入製品（76カテゴリー）に適用される ICCP のシステム

a) 概要

MOCは、SASOと協力してサウディ・アラビアに輸入される76の製品カテゴリーについて品質と安全性を管理することを目的にICCP制度を実施している。この制度は、強制認証である。

b) 運営管理

ICCPは、SASOのStandards Implementation Departmentが運営管理している。

c) 手順

このプログラムは、つぎの①及び②のプロセスから成る。

① タイプ認可

このプログラムで規制されている製品をサウディ・アラビアに輸出する場合には、製造者はその製品を登録する必要がある。

② 出荷認証

上記規制製品は、出荷前にその適合性について検査される。

d) 対象製品

ICCPは、76の製品カテゴリーを含んでいる。

ーグループⅠ：食品及び農産物（11カテゴリー）

ーグループⅡ：電気・電子製品（47カテゴリー）

ーグループⅢ：自動車製品（4カテゴリー）

ーグループⅣ：化学製品（4カテゴリー）

ーグループⅤ：その他（10カテゴリー）

繊維製品はグループⅤに含まれ、男性用のヘッドカバーのみが対象である。

タイヤは、グループⅢに含まれる。

e) 適用規格

適用規格は、SSA又はSASOが認めた規格である。SSA規格が制定されていない場合は、優先順位として国際規格又は製品原産国規格が認められるが、気候、慣習、その他法律に基づく追加又は修正がある。

f) 識別マーク

ICCP制度においては、認証された製品に表示するためのマークはなく、適合証明書が発行される。

g) 認証製品の統計リスト

"Directory of registered products 1997"が発行されている。これによれば、既に約32,500の製品が登録されている。このDirectoryは発行部数が限られているので必ずしも入手できるとは限らない。

h) 将来業務

SASOはICCPをもっと柔軟に、国際貿易慣行に合わせるために改正することを

考えている。この改訂版は「Comprehensive Procedures and Guideline」と呼ばれる。

1. 6. 2 国内製品検査

国内製品の適合性を市場に出荷する前に確認するためのICCPのような強制認可制度はない。一方、国内メーカーが製造を開始するときにMOIEにその企業を登録しなければならないというライセンス制度がある。この制度は、主に国内の工業化の促進という意味合いが強いが、製造能力の要求を含んでいる。SASOは、技術的側面（適用規格、製造・試験設備などについて）から製造能力の確認に資している。

この制度において、ライセンス付与後の登録企業査察のためにMOIE、MOC及びSASOの代表から成る委員会を設置している。

委員会は、Quality Mark取得企業を除き、品質システム、製造・試験設備などの確認とSASOでの試験（食料品は、地方自治体）のためのサンプリングのための検査を計画する。検査は、1週間に3ないし4工場について行われる。SASOは、不適合が判明した場合、ラインストップする権限を与えられた29人のインスペクターを用意している。

検査に当たって、『適用するSSAが少ない』、『登録後のフォローアップ検査が定期的に行われていない（例えば1年に1回）』などの問題がある。そのため、輸入品同様、紛らわしい、偽表示、不安全、低品質の製品が市場に多く出回っている。

輸入品に対する規制において76品目を危険のおそれのある重要品目と位置づけており、同種の国内製品についてICCPの様な強制認証方法において検査・試験しないのは片手落ちである。

問題点

- ・SSAの不足
- ・食料品以外の品目に対するライセンス付与後のフォローアップ検査の不足
- ・定期検査システムの未採用

原因

- ・ICCPのような強制認証の未採用

1. 6. 3 市場における検査

MOCは、包括的に消費者保護に責任を持っている。市場査察は、消費者保護のための1つのツールである。地方自治体は、主に、商店、レストランなど食料品（有効期限、腐食など）について市場査察をMOCと協力して行っている。地方自治体は、また、自前の検査所を有しており、必要に応じてサンプリングを行い品質と安全性をチェックしている。

一方、食料品以外は、MOCが市場査察を行っているが頻度は少ない。今までにMOCは苦情に対応するために市場から抜き取った消火器、貯蔵式温水器、ルームヒータの試験をSASOに依頼したことがある。しかし、MOCが行った市場査察において、タイヤ及

び繊維については行ったことはない。

誠実な製造者、販売業者及び小売業者は消費者同様、市場における偽物及び不良品を取り除く様市場査察の改善を求めている。

1. 6. 1 及び 1. 6. 2 で述べた検査システムが川上規制としたならば、この市場査察は川下規制といえる。サウディ・アラビアの市場における不適合品の状態を考えれば、今後、市場査察を強化する必要がある。

問題点

- ・市場に相当数の不適合品がある。

原因

- ・食品を除く製品の市場査察の不十分さ

1. 7 認証・登録・認定システム

SASOは、SSAの制定に加えQマーク（Quality Mark）制度、ICCP制度、ISO9000登録制度及び試験所認定制度に基づき認証、登録及び認定業務を行っている。SASOは現在ISO14000登録を開始する準備をしている。

1. 7. 1 Qマーク制度

1) 概要

SASOは、“Quality Mark, Certificate of Conformity & Accreditation of Services Regulations”のPart1：Quality Markに基づき、Qマーク制度を運営している。Qマーク制度は、国内品と輸入品のいづれにも適用し、その品質向上を図ることを目的としている。Qマーク制度は、法的拘束力はなく、その取得は任意である。

2) 運営管理

Qマーク制度は、“Quality Mark and Certificate of Conformity Department”により運営管理されている。

3) 手順

Qマーク制度の手順は、初回工場調査、予告なし定期工場調査（サンプル試験を含む）及び市場品試験から成り、国際的規范文書であるISOスキームに規定するNo.5に基づいている。定期工場調査は、食品関係は年3回、その他のものについては年2回行われる。工場調査時にサンプルは抜き取られ、SSAに従ってSASOにより試験される。SASOが試験設備を有しない場合には、工場が実施した試験結果を受け入れる。

4) 対象製品の範囲

Qマークは、SSAが適用できるすべての製品を対象とする。

5) 適用規格

適用規格は、SSAのみである。

6) 識別マーク

認証された製品は、製品がSSAに適合していることを条件としてQマークを表示することができる。多くの消費者は、Qマークについての認識はあまりない。

7) 発行されたQマークに関する統計

Quality Mark and Certificate of Conformity Departmentが発行した製造者のリストによれば、110のメーカーがQマークを取得したが現在は98メーカーである。今回の調査対象である電気・電子製品については、電線管、電気洗濯機、照明器具及び電力量計のメーカーそれぞれ1社、温水器2社、冷蔵庫2社、エアコン3社、ケーブル5社、繊維製品については2社が含まれているが、タイヤについてはリストには見られなかつ

た。

1986年から1997年までのQマーク取得累積工場数を図 1.7.1 -1 に示す。

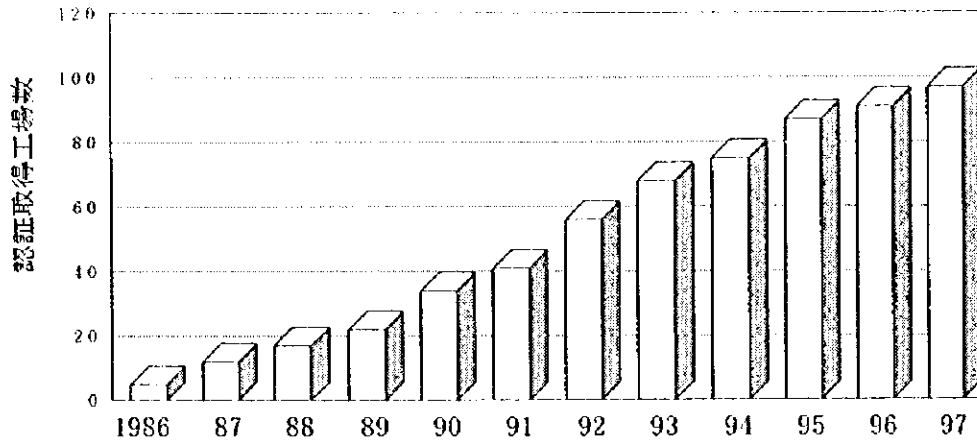


図 1.7.1 -1 Qマーク取得工場数

8) Qマークの推進

サウディ・アラビアには、全体で約2,500の製造業者があると言われているが、Qマークを取得しているのは僅か98の企業にしかすぎない。国内企業は、Qマーク取得に関心がない。これは、Qマーク自体がそれほど市場で一般的になっていない、そして、適用SSAが不足しているところによる。また、これらの企業では、SSAへの適合性を確認するための試験装置を有していないのも一つの原因である。SASOではQマーク取得者を増やすための方策を練っている。Qマークを広く普及するためにはQマークを取得しようとする製造業者にはいくつかのインセンティブを与える必要がある。

消費者保護の観点から輸入品又は国内品に係わらず製品の安全性及び品質の確保が重要である。Qマークの促進は消費者保護強化に、また国際市場における国内製品の競争力の向上につながる。

問題点

- ・ Qマーク取得企業が少ない。

原因

- ・ Qマークが市場であまり一般的になっていない。
- ・ 中小企業が試験設備を有していない。
- ・ SSAの不足

1.7.2 ISO9000登録制度

1) 概要

SASOは、サウディ・アラビアの産業界からの要望を受け、1994年11月にISO9000に基づく品質システム登録制度を任意制度として発足した。

2) 運営管理

この制度は、Quality Control General Department の Quality Assurance Department が運営管理している。S A S Oは英国の認定機関から資格付けされた8人の審査員を有している。

3) 手順

S A S Oは、“REGISTRATIONS FOR THE QUALITY SYSTEMS”に基づき登録業務を行っている。登録の有効期限は登録証発行日から起算して3年間である。定期査察は、最低年2回である。S A S Oの審査・登録の手順は国際的な手順と整合がとれている。S A S Oは、審査を行うために8人の審査員を有している。現在、サウディ・アラビア国としては、登録機関と審査員を認定するための機関がないため、英国の認定機関からこれらについて認定を受けている。

4) 登録業務の範囲

S A S Oは、次に掲げる範囲について登録のためのサービスを提供することができる。

- a) 食品
- b) 繊維及び繊維製品
- c) 石油製品の製造
- d) 化学薬品及び化学製品
- e) 電気装置
- f) その他の製造
- g) 建築
- h) 卸問屋及び販売業

5) 適用規格

S S A、G S、I S O 9 0 0 0規格で、I S O規格に整合がとれている。

6) 識別マーク（シンボル）

S A S Oの許諾の範囲内でマークの使用は認められるが、製品又は包装箱には表示できない。

7) 登録企業の統計

S A S Oは、現在まで潤滑油、建築足場、化学製品及び照明器具の製造業12社を登録している。また、約50社が登録の申し込みをしており、そのうちの数社は審査中である。登録の取得は、製品の貿易のために必要である。言い換えれば、大手ユーザ（購入者）からの要求である。

8) 今後の活動

S A S Oは、I S O 1 4 0 0 0規格に基づく環境審査業務を始める準備をしている。

英国の認定機関から認定された2名の審査員を確保している。

S A S Oはその他のガルフ諸国と協力して品質システムに関する認定機関を設立する可能性を模索している。

問題点

・登録企業数がまだ少ない。

原因

・サウディ・アラビア又はガルフ諸国レベルでの認定制度が未だない。

1. 7. 3 試験所認定制度

1) 概要

S A S Oは、「Quality Mark, Certificate of Conformity and Accreditation of Services Regulation」の第3部として試験所認定制度を有している。この制度は、Qマークと適合証明書発行のため、また、王令 No. M/11(1404(II)-5-29)「詐欺的取引禁止法」の履行のためにも有効な手段である。

2) 運営管理

この試験所認定制度は、“Laboratory Accreditation Department”により運営管理されている。S A S Oは、英国のNAMASにより認定された審査員を約20名有している。

3) 手順

試験所認定のための手順は、1) 項の規則に述べられている。通常審査チームは、Laboratory Accreditation DepartmentとS A S Oラボからそれぞれ1名の計2名の審査員で構成する。

4) 認定の範囲

この認定スキームは、国内外の試験/校正機関に適用する。この場合、被認定機関は独立した政府組織又は非政府組織であってもよいし、また、その一部であってもよい。工場の試験/校正部門は、認定を受けることはできない。

5) 適用規格

認定のための適用要件は、当該規則に述べられているが、国際的に使用されているISO/IECガイド25（試験/校正機関への一般要求事項）に基づいている。

6) 認定された機関のリスト

“List of Accredited National Laboratories”があり、現在まで10機関が認定されている。そのうちの1機関は大学（政府機関）、残りは非政府機関である。また、4機関が校正関係、6機関が試験関係である。試験関係では、原材料と金属2社、放射線、蜂蜜、耕土がそれぞれ1社、テレフォンセット1社である。今回の対象分野のタイヤ及び

繊維に関してのラボは、リストに含まれていない。

1. 7. 4 その他の活動

SASOは、1. 7. 1から1. 7. 3までに述べた活動に加え、次の活動を行っている。

- ・ 輸出先国の規格に基づく輸出用国内製品の試験
- ・ 国内メーカーからの依頼によるSSA適合性評価試験
- ・ 市場査察に伴う規格適合性試験
- ・ 依頼に基づくその他の試験

1. 8 国内の製造業と製品輸入

1. 8. 1 工業発展と輸入政策

1) 工業発展政策

サウディ・アラビア全体としての目標は、同国の経済を原油の輸出への多大な依存体制から多角的な工業化経済へ転換することにある。非石油製造分野の発展についての政策の目標は以下のとおりである。

- a) 国内市場ならびに輸出市場に向けた広範囲な製品を、競争力ある、コストで生産できる製造能力を増大すること。
- b) 国家全体の近代的技術へのアクセスの拡大。
- c) 国内メーカーや国内生産に関する外国の投資家への奨励策として、電力や土地などの低価格提供などの優遇策や、税金の低減、輸入プラント設備についての税金免除、保護関税率、政府調達優先制度などの政府支援策を国内メーカーに対して実施すること。
- d) サウディ・アラビア国民の技術的スキルを創造することによって外国人労働者への依存を低減すること。

上記の政府改革とその実施成果として、国内の製造企業数は年率約10%で増加している。

非石油製造部門に対する政策推進のためにMOIEとSASOの果たす役割

MOIEは前述の政府施策を推進する主要な省庁であり、主に製造許可を与えるための資格審査、国産品の市場の確保や競争力のあるコスト実現のための支援などを行っている。

SASOは、規格の制定、Qマーク制度による製品品質の評価及び製品試験などの手段を通して国内製造業の製品品質に関する支援を行っている。

2) 輸入政策

若干の例外を除くと、サウディ・アラビアは自由な輸入政策を採用しており、サウディ・アラビア政府は輸入依存を国内生産に転換する努力を継続しているけれども、さまざまな品目が諸外国から輸入されている。

サウディ・アラビアに輸入され販売されているすべての商品は、サウディ・アラビア規格に適合しなければならない。輸入商品の品質管理はICCP手続を始めとする多くの方法で実施されている。その詳細は本章、1.6.1で述べている。

表 1.8.1-1 は主要品目の輸入量を示す（単位：百万SAR）。輸入総額 1,052億SAR はサウジ・アラビアの石油関連を含まない民営製造部門のGDP (240億SAR, 1994) (出典 ARC レポート 1997)の4倍以上に当たり、この国の輸入依存性を示している。

表 1.8.1 -1 1995年の主要品目の輸入量 (出典: Import Statistics 1995)

品 目	百万SAR
食料品	17,171
繊維製品、衣料	7,913
医薬品	2,813
化学製品	9,551
木材、木製品	1,592
宝石	4,237
金属材料、金属製品	10,857
電気機械、装置、工具	23,020
自動車、部品	6,294
その他の輸送手段・装置	8,293
その他	12,861
合 計	105,187

1. 8. 2 国内製造産業

表 1.8.2 -1 は、具体的に生産活動を行っている国内製造会社数の増加を示している。1993年現在で2,234 社中、338 社は外国投資家とのジョイントベンチャー会社である。1997年現在生産活動を行っている工場総数は2,500 に達するとのことである。製造業界の国内生産の総量とその市場占拠率の統計は明らかではない。

表 1.8.2 -1 生産活動中の国内メーカー
(出典: Ind. Statistics Bulletin 1995, MOIE)

	1985	1987	1989	1991	1993
国内メーカー	1,416	1,600	1,818	2,025	2,234

その生産カテゴリーにおける分布を図 1.8.2 -1 に示す。

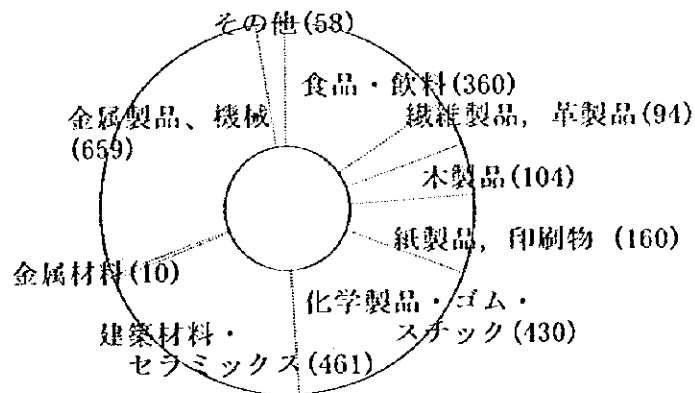


図 1.8.2 -1 認可取得メーカーの分布, 1995年 (工業・電力省)

詳細対象である製品群についての国内生産の現状は以下のとおりである。

電気・電子製品製造企業

電気・電子製品のメーカーは金属製品、機械のグループに含まれている。電気・電子製品の国内製造企業は特定の分野に集中している。総数約100社の中で湯沸器・冷水器、空調機・デザートクーラー、冷蔵庫、配電盤、照明器具（道路照明を含む）、並びにポンプなどの各製品グループには、それぞれ10社以上のメーカーがある。これらの製品はすべて政府購入を含む大きな国内市場の需要があると思われる。国産の空調機のマーケットシェアは70～80%であり、国産冷蔵庫は輸入品に置き換わりつつある。しかし、電子製品メーカーは未ださして多くはない。

タイヤ製造企業

タイヤのメーカーは化学製品・プラスチックのグループに含まれている。トラックやバスの再生タイヤのメーカーは3社あるが、新タイヤは全て輸入品であり、タイヤの市場需要の大部分は輸入で賄われている。

繊維製品製造企業

繊維製品メーカーは繊維製品、革製品のグループに入っているが、その中アパレルメーカーが26社、テントが3社、カーテンが1社、カーペット・ラグが4社である。

国内メーカーの工場訪問及び関連情報から得られた所見

本調査の期間中、調査チームは空調機メーカー2社と大企業であるユニフォームメーカー1社、中規模の照明器具メーカー2社ならびに再生タイヤとテントのメーカー各1社を訪問した。チームが訪問した工場は表 1.8.2 -2 に示す。

表 1.8.2 -2 訪問先工場リスト

企業名（主要製品・所在地）	品質管理，試験設備，その他
(電気・電子製品) 1) Select Saudi Factory for Electrical Appliances Company Ltd. (Air conditioner, Jeddah) 2) Zamil Air Conditioner Factory (Air conditioner, Damman) 3) Saudi Lighting Company Ltd. (Riyadh) 4) Pan Lighting Factory (Riyadh)	品質管理は良好であり，試験設備も充分である。外国企業と技術提携。同上，ISO9002 取得済。 ISO9001 取得済，Qマーク取得済。 組み立て作業，試験設備なし。
(タイヤ) 1) Ring Tread Systems (バス，トラック用再生タイヤ，Riyadh)	品質および工程管理良好
(繊維製品) 1) Cleopatra Uniform Factory (Uniform, Damman) 2) Ali-Tamimi Sons Co. (テント, Riyadh)	品質管理良好，輸入品との価格競争が激しい。 SASOラボと協力し，品質管理良好

メーカー訪問及びその他の情報から明らかになった所見をまとめると以下のとおりである。

1) 製品品質管理

工場及び市場における国内製品の品質管理はより良い消費者保護のために重要である。大規模メーカーはその製品の品質管理について十分な設備を所有している。逆に中小メーカーでは十分な試験設備がない。

最近の新聞に偽ブランドの食品や繊維製品を製造する不法な工場が、都市周辺でも増加しており、取締りが行われている事が報道されている。(付属資料 1.7 参照)偽商品や劣悪商品は市場での厳しい取締りが必要である。

2) 製品品質の証明

サウジ・アラビア市場に流通する商品は全てSSAの規格に適合していなければならない。しかし、現存する約2,500の国内メーカー中、Qマークの適用によって公的にその製品品質を保証されている企業数は僅か98に過ぎない。

3) 劣悪材料・部品の横行

公正なメーカーは不正メーカーとの競争で多大の被害を被っている。

国産メーカーは多くの輸入資材や部品を使用しているが、これらの輸入品の中には、電気/電子部品の分野で偽造品の疑いのあるものや粗悪なものも多く出回っている。これらの原材料や部品を使用した製品を安売りをしている電気器具メーカーもある。

1. 8. 3 製品輸入

石油、石油化学製品、セメントなどの若干の品目以外は、サウディ・アラビアは必要な生産財や消費財の多くを輸入に依存している。輸入品の物量と品質の確保は政府の行政上の主要な責務である。図 1.8.3 -1 は、サウディ・アラビアの輸入品の総額と、繊維・衣料品、自動車・スぺアパーツ、および電気機械・装置・工具のそれぞれの金額を示している。

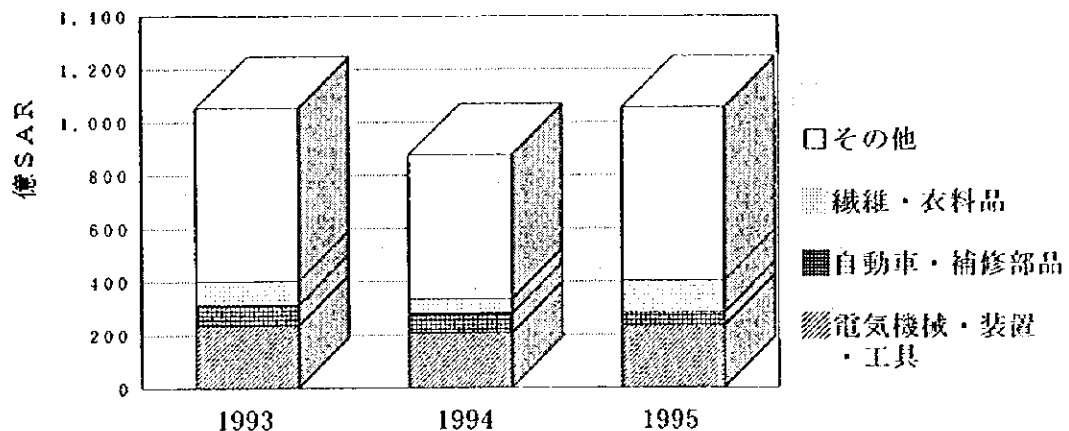


図 1.8.3 -1 最近3年間のサウディ・アラビアの輸入品

サウディ・アラビアは原則的に自由な輸入政策をとっているため、多くの国から多様な商品が輸入されている。それらの一例として、洗濯機、タイヤ、および繊維製品の主要な輸出国を第1.8.3-2, -3, -4 図に示す。これらの図で見られるように、高級品や有名ブランド品から日用品や安価な製品まで多様な製品が多くの国から流入している。

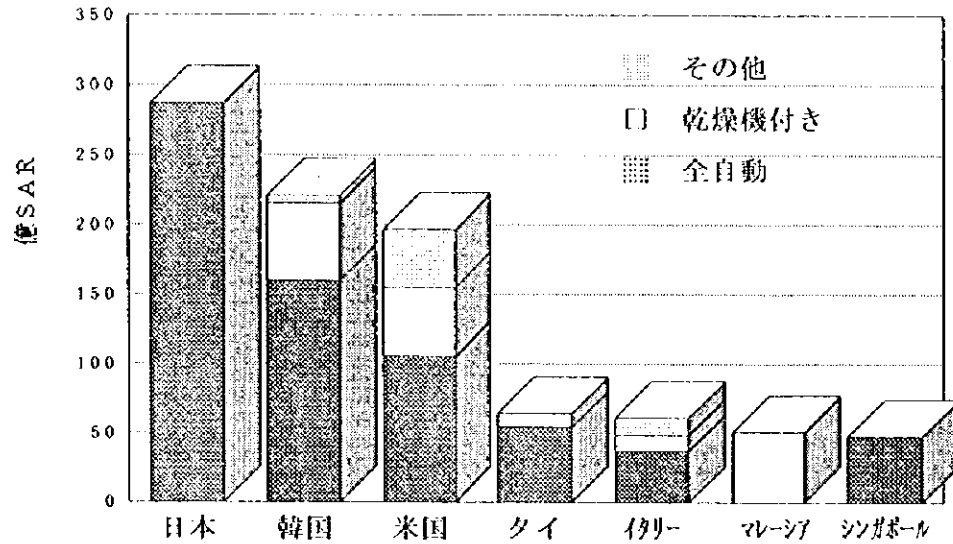


図 1.8.3 -2 洗濯機の主要輸出国

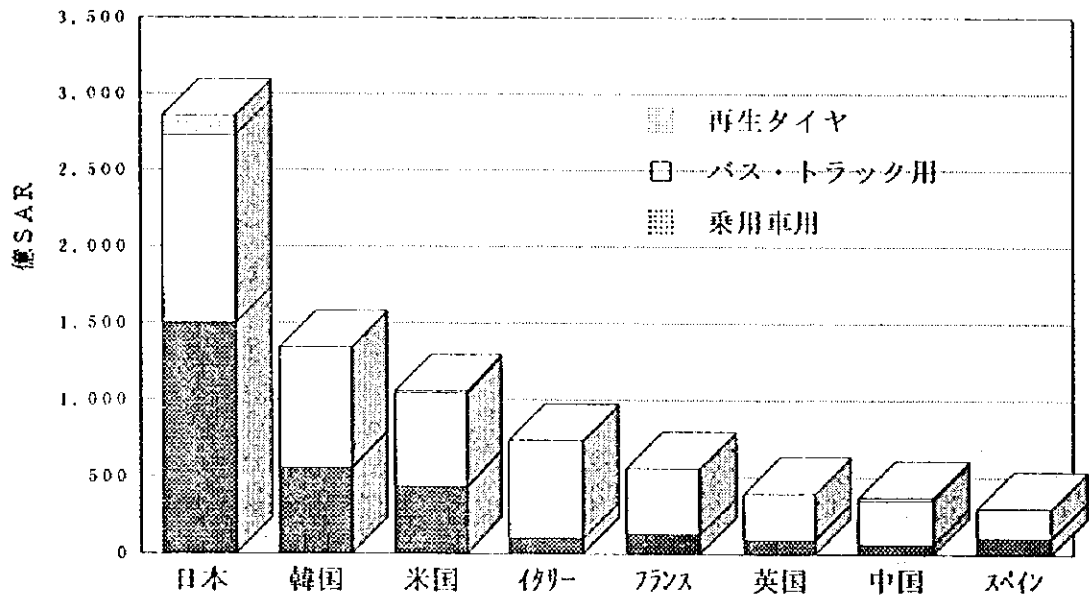


図 1.8.3 -3 タイヤの主要輸出国

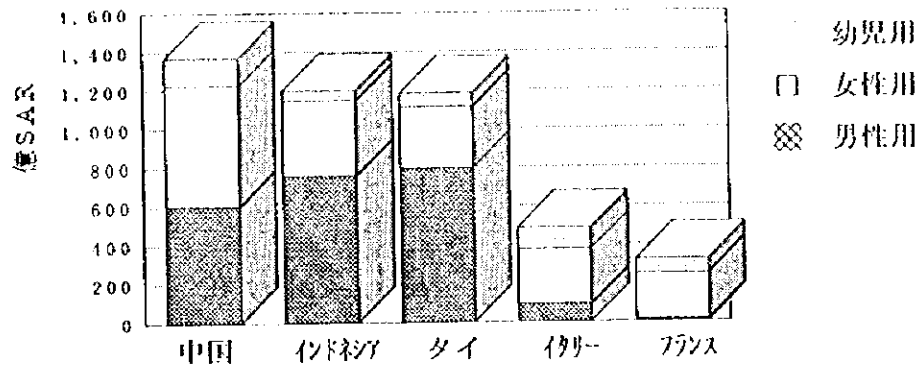


図 1.8.3 -4 衣料品の主要輸出国

火災防止のために防炎性が重要視されるカーテンとテントの主要輸出国を第1.8.3-5, -6図に示す。テントについてはパキスタンが最大輸出国である。

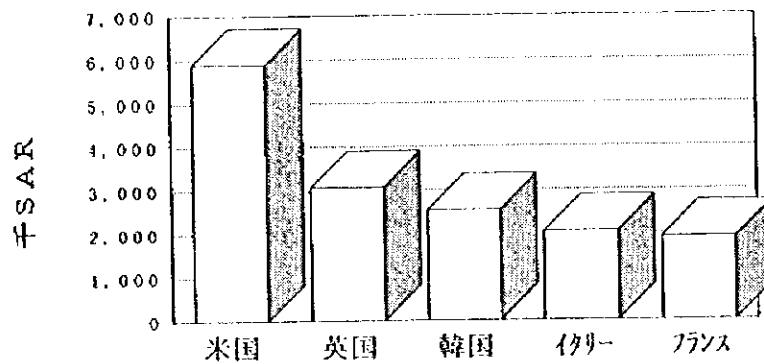


図 1.8.3 -5 カーテンの主要輸出国

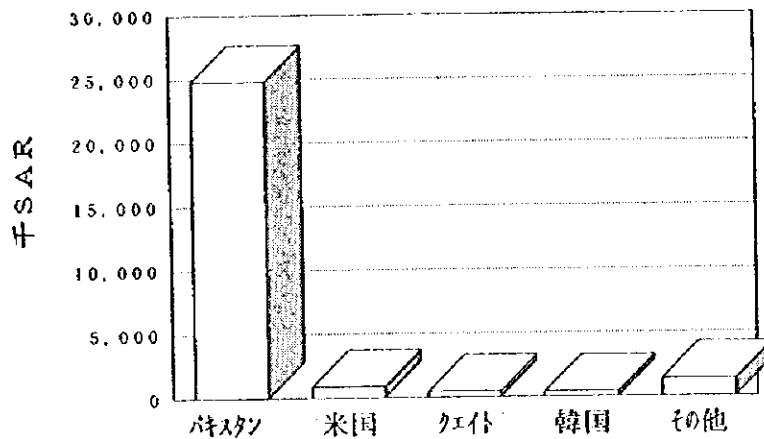


図 1.8.3 -6 テントの主要輸出国

全体として言えばサウディ・アラビアの環境や規格に適合しない製品が少なからず存在し、また多くの輸入品の中には低品質又は偽造、模造品も見かけられた。

(図 1.8.3 -1, 2, 3, 4, 5, 6の出典: Import Statistics 1994, 1995)

1. 9 市場と流通

第1回、第2回の現地調査における市場調査で明らかになった結論をまとめると以下のとおりである。

1) 政府関係以外に使用される商品の市場流通ルートは次のとおりである。

- a) 輸入業者 → 問屋 → 小売業者 → 消費者
- b) 輸入業者兼問屋 → 小売業者 → 消費者
- c) 輸入業者兼問屋兼小売業者 → 消費者
- d) メーカー → 問屋 → 小売業者 → 消費者
- e) メーカー兼問屋 → 小売業者 → 消費者

輸入品に関してはルート b) が最も通常の形のようにある。

流通業界の殆どの企業は個人、又は家族単位の会社である。小売商店の数は増加しつつあり、商店間の競争は大変厳しい。

2) 製品購入時の消費者の行動様式

製品の購入に当たっては、消費者は製品の品質指標として専ら価格と生産国に頼っているようである。消費者は売り子に対し、実際の品質や使用方法・手入れ方法、保証内容についての質問は殆どしない。輸入製品にはマークが付いていないので、輸入業者の名前や、ICCPのような製品の検査手続は消費者にとって不明であるのが普通である。Qマークを取得した製品の一部だけが識別マークを付けられている。

3) 電気・電子製品についての調査結果

- a) 関連規格に適合しない粗悪品質の製品や、又は偽造表示や誤解を招きやすい表示を付けた製品が一般市場（複数のスークでの事例）で多数販売されている。それらの中には「日本で設計された」というような誤解を招きやすい表示の付いたものや、生産国名が極めて小さな文字で書かれたものなどがあつた。
- b) 該当する S S A の要求事項に合致しない形状のプラグが付いている機器については多くの事例があつた。その結果、いろいろの形状に対応する各種のアダプターが市場に出回っている。S S A はアダプターについては制定されていないので、それらのアダプターの安全性については疑問である。
- c) 使用電圧選択スイッチの付いた製品や、規格に適合しないプラグの付いた製品は、誤った使用電圧で使用される可能性がある。また更に、127V又は220V以外の、例えば110Vや240Vなどの定格電圧で設計された機器もあつた。
- d) 輸入品のマニュアルは多くの場合アラビア語ではなく、英語であつた。
- e) 特に空調機や冷蔵庫のような国内およびG C C市場で大きな需要を有する製品では国産品は増加している。

- f) 有名ブランドを扱う大規模な輸入業者ではサービス網は適切に運営されている。しかし、小型の商店での修理技術者のスキルは不十分であると言われている。
- g) 公正な輸入業者は、偽造・模造品により損害を受け、またアフターサービスに投資を必要としないため安売りができる小規模の輸入業者が輸入した製品により損害を受けている。

4) タイヤについての調査結果

- a) 小売店で販売されているタイヤの多くは新品の輸入タイヤである。国産の再生タイヤは、主として再生タイヤメーカーが契約したトラック輸送会社に販売している。
- b) 有名ブランドを扱う大規模な輸入業者は、タイヤの正しい使用方法について指導用資料を作成し、アフターサービスを実施し、大口ユーザーの教育を行っている。
- c) 購入に当たっては、多くの消費者は交通安全に関するタイヤの重要性についての知識がないために、価格だけに頼っているように思われる。
- d) 殆どの輸入タイヤにはアラビア語のマニュアルがない。

5) 繊維製品についての調査結果

- a) 繊維素材の表示が不正であったり、異なる生産国の二重表示のような不正ラベル、取扱方法の表示のないものなどが、高級ショッピングセンターでも多くの衣類に見受けられた。
- b) 品質管理設備があるのは少数の企業だけであった。
- c) 購入に当たっては、殆どの消費者が取扱方法について質問をしない。
- d) 一般的に使用されるテントについては、リヤドのテントのスクープでの市場調査によれば、防炎性生地は殆ど使用されていなかった。
- e) 素材や生産国が表示されていない反物があった。
- f) リヤドの或る衣類ショッピングセンターは品質管理の行き届いた衣類だけを取り扱っており、3日以内なら不良品、その他すべての製品を交換することを保証したカードを各消費者に渡していた。カードの裏面には取扱マークの説明が記載されていた。このような傾向は消費者保護のために極めて望ましいものであると思われる。

(図 1.9-1 参照)

زبائننا الاعزاء :

Dear Customer :

THANK YOU for shopping at FASHION CENTER

If for any reason, you wish to exchange your merchandise :

- 1- Make sure you retain your invoice, stapled to your Fashion Center plastic bag.
- 2- Do not remove the Fashion Center price tag.
- 3- Return the merchandise within 3 days of purchase.

No exchange will be accepted on lingerie and Fashion Center accessories.

Management reserves the right to refuse any exchange.

نشكركم على تسوقكم من فاشن سنتر.

في حالة وجود سبب جوهري لاستبدال قطع من مشترياتكم يجب مراعاة الآتي:

- ١ - تقديم فاتورة (ايصال الدفع) والمثبت مع كيس فاشن سنتر.
- ٢ - عدم نزع التثبيت المسجل عليه السعر والرقم والمثبت على البضاعة نفسها.
- ٣ - استبدال البضاعة خلال ٣ ايام من تاريخ الشراء. علماً بأن جميع الملابس الداخلية والاكسسوارات غير قابلة للاستبدال بتاتا ولاي سبب كان.

وللادارة الحق في رفض استبدال أي بضائع .



CUSTOMER INFORMATION

Cotton is a natural fiber very well suited to our climate. Therefore, Fashion Center brings you a wide selection of 100% woven and knitted cotton garments - dyed in various colours and prints for your satisfaction. With solid colours, you will find that normally the extra dye will run during the first few washes.

To avoid damage to your laundry, we suggest you wash each item separately.

Each garment has a sewn-in washing care label as follows:

Do's	اصنع
1- For washing (by hand or machine)	١ - للغسل باليد او فاشن
2- For bleaching	٢ - فبييض السائل
3- For ironing	٣ - فكوي الحبل
4- For dry cleaning	٤ - لتطيق على فاشن
5- Tumble drying beneficial but not essential	٥ - التجفيف السريع مفيد ولكن ليس ضروريا

Please do read and follow these instructions carefully to ensure a long and lasting wear of your garments.

ارشادات لمحضرات الزبائن:

ان القطن مادة طبيعية تتلاءم تماما مع مناخ بلدنا، ولذلك فان فاشن سنتر يقدم لكم تشكيلة كبيرة من انواع الملابس القطنية ١٠٠٪ النسوجة والصبوغة بألوان ونقوش مختلفة لارضاء كافة الأذواق.

بالنسبة للألوان السادة ستجدون أن الصبغ الزائد سيذوب بشكل طبيعي في مرات الغسيل القليلة الأولى.

* ونشادي ان لا تغسلوا كل قطعة على حدة.

كل قطعة لها ملصق خاص بالتعليمات للغسيل على الشكل التالي :

Don'ts	لا تفعل :
1- Do not wash	١ - لا تغسل
2- Do not use Chlorine Bleach	٢ - لا تستخدم بييض كلوري
3- Do not iron	٣ - لا تكوي
4- Do not dry clean	٤ - لا تطبق على فاشن
5- Do not tumble dry	٥ - لا تجفف بآلة تجفيف

الرجاء قراءة هذه التعليمات وتباعها بدقة لضماننا عمرا اطول للملابسكم



رضاكم يأتي أولا

تضع بضائعنا في مراحل تصنيعها المختلفة لإشراف صارم على الجودة

ولهذا يسعدنا

أن نستبدل أي قطعة ملابس تشترونها من معرضنا ثم على غير المتوقع، تكتشفون فيها عيباً ما خلال عمرها الافتراضي
شكراً لتسوقكم من فاشن سنتر
ونتطلع لخدمتكم دائماً

Your Satisfaction Comes First.

Our merchandise is manufactured under strict quality control.

Should a manufacturing defect appear during the normal life time of any of our products we shall be pleased to exchange it.

Thank you for shopping at Fashioncenter. We look forward to serving you again.

图 1.9 -1 保証タグと消費者への注意書

1. 10 サウディ・アラビアにおける消費者被害と被害情報システム

調査団は、消費者被害情報の入手が困難であったため、消費者被害の実情を理解するために多大の努力を必要とした。詳細調査対象の製品グループとして電気・電子製品、タイヤ、および繊維製品が選ばれているので、調査団では下記の4分野における問題点を調査した。

- 1) 特に電気によるトラブルが原因となった火災、およびテント、カーテンおよびカーペットなどの繊維製品の防炎性に関連した火災。
主たる情報源: The Civil Defence
- 2) 特にタイヤのトラブルが原因となった交通事故。
主たる情報源: The Traffic Police
- 3) 粗悪品および不安全製品、ならびに不正取引による消費者の苦情。
主たる情報源: The Ministry of Commerce
- 4) 具体的な市場調査（市場訪問調査、および調査団員とSASO職員が主としてリヤドで市場から購入したサンプル品の試験）

1. 10. 1 火災

サウディ・アラビアの火災発生件数は、1990年(1411H)における14,063件から、1994年(1415H)の16,675件へと増加している。1994年の火災件数の中、消費者被害に関連の深い火災は、家屋火災(3,623件、総数の22%)、テント火災(648件、4%)、電気キャビネットおよび電線(950件、6%)、自動車およびバイク(2,711件、16%)である。

(出典: Statistical Yearbook, 第31版, 1995)

図 1.10.1 -1 は1994年の火災原因の分布を示す。

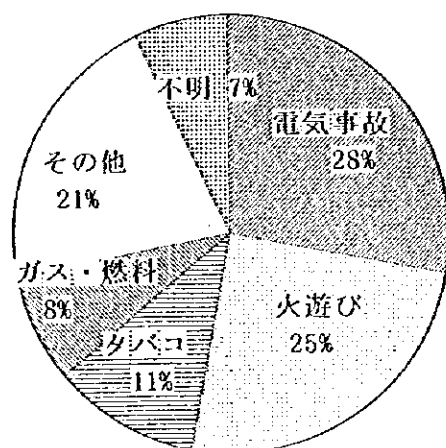


図 1.10.1 -1 1994年の火災件数16,675件の原因分布 (出典: MOInt.)

この図を見ると電気による火災が大きな割合を占めていることがわかる。

Civil Defense によれば、家屋火災の半数以上は電気によるものである。

Civil Defense の Safety and Fire Protection Department (安全・防火部) は電気による火災の分析結果を調査チームに提供した。図 1.10.1-2 は1995年に発生した電気のスイッチボックスと電気配線による1,073 件の火災の要因分布を示す。電気キャビネットや電気配線の火災の主要な原因は、電線サイズと保護ブレーカーのミスマッチや結線の緩みなどの配線の作業不良である。サウディ・アラビアでは、個人住宅の内部配線は管理されておらず、配線不良は広く国中に行われている。

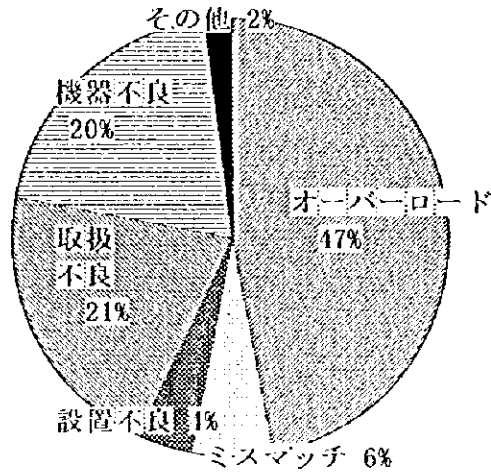


図 1.10.1-2 電気配線が原因となった1,073 件の火災の分布 (1995)

また図 1.10.1-3 は1995年の普通のビルディングと家屋の5,100 件の火災の原因の分布を示している。空調機が原因であった約1,600 件の火災には、空調機の配線が不適切であったことによる火災も含まれているものと思われる。プラグ、アダプターに起因する火災が約 1,500件発生していることは、不良品のプラグ、アダプターが国中で広く使用されていることを示している。

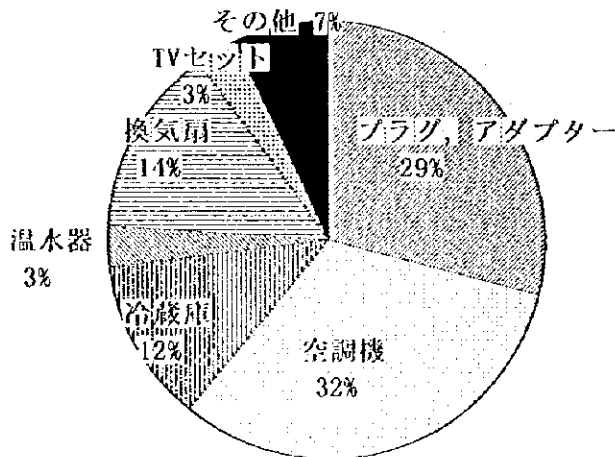


図 1.10.1-3 電気による原因の5,100 件の火災の分布 (1995)

この国では防炎性の生地品質とその正しい使用方法が極めて大切である。

テント火災については、テント生地の防炎性が極めて重要な要素である。サウディ・アラビアの乾燥した気候を考慮すると、カーテン・カーペット、その他の繊維製品や衣類は非常に燃えやすい状態にある。Civil Defense では、ハッジ用のテントには新しい耐火素材に使用を決定し、また病院のような特定の特殊施設では耐火性のカーテンやカーペットの使用を規定した新しい法令を計画している。

火災に関する情報の処理

火災の事例記録は Civil Defense のコンピューターに収納されている。地域毎の火災件数、発生の月、不動産の種類などの火災被害の一般的な統計は、Statistical Yearbook に公表されている。しかし、火災の原因については詳細な調査はない。例えば、火災の原因となった機器の仕様やその機器の故障の内容などは調査されておらず、また統計分析も記録されていない。

1. 10. 2 タイヤが原因となった交通事故

サウディ・アラビアにおける交通事故は1994年の122,140 件から1995年には176,000 件に増加している。1995年には交通事故によって約3,000 人が死亡し、30,000人が傷害を受けた。サウディ・アラビアでは、自動車は日常生活に欠かせない輸送手段である。誰でも、時には18才未満の少年でも、毎日のように自動車を運転しなければならない。それ故、如何に自動車事故を予防し、かつ減らすかは重要な課題である。

図 1.10.2 -1は1992年の交通事故の原因分布を示す。図から判るように不法運転が交通事故の主要な一次原因である。

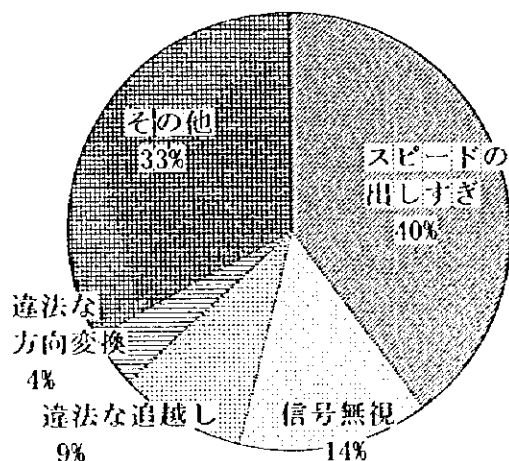


図 1.10.2 -1 交通事故の原因分布 (出典: MOInt.)

表 1.10.2 -1 は交通事故に関係した自動車のタイプ別台数である。交通事故に巻き込まれる車の60%は乗用車であることが判る。交通事故の減少はこの国の消費者保護上、非常に重要な課題である。

表 1.10.2 -1 1995年の交通事故に関係した自動車のタイプ別台数

(出典: Traffic Police)

	乗用車	トラック・バス	軽トラック	その他	合計
台数	114,854	41,003	28,598	16,001	200,456
割合 (%)	57.3	20.5	14.3	7.9	100.0

現時点では、タイヤが原因となった交通事故の件数はチームに知らされていないが、タイヤのバーストがサウディ・アラビアの交通事故の主要な原因の一つであることは確実である。新聞報道によれば1997年7月にはタイヤのバーストに起因する自動車事故が2件報告されている。(付属資料 1.7参照) タイヤによる自動車のトラブルの要因関連フローを図 1.10.2 -2 に示す。

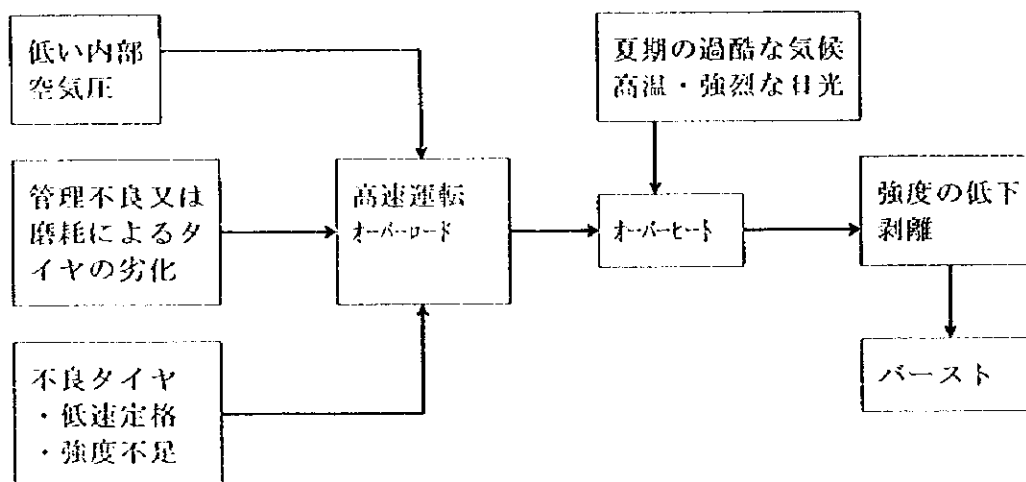


図 1.10.2 -2 タイヤのバーストの関連事項のフロー

タイヤについてはサウディ・アラビアの特徴的な状況は以下のとおりである。

- 1) 消費者はスピード定格の低い安価なタイヤを買いがちである。
- 2) タイヤの使用方法や維持管理が適性でない(低い内部空気圧での高速運転、ポジションチェンジをしない)。
- 3) 高温と強烈な直射日光がタイヤのゴムを劣化させる。

Traffic Policeや多くの学識経験者はタイヤのバーストの多発を示唆している。S A S Oの技術者の説明によれば、交通事故の90%はドライバーのマナーの悪さが原因であり、主要なトラブルはドライバーにより低い空気圧に設定され、且つ高速運転した結果として生ずるタイヤのバースト、剥離である。交通事故件数の中、約4,500台が横転したと報告されている。この事実は、横転がタイヤのバーストによる事故の典型的な現象であることから多くのタイヤのトラブルが交通事故に関連していることを示唆している。

上述の事柄を全体的に考察すると、消費者保護の主な目標はタイヤのバースト・剥離の防止である。S A S Oのタイヤ専門家は、タイヤのバーストが防止できれば自動車事故は約50%に減少すると述べた。タイヤのトラブルを防止するためには、サウディ・アラビアの自然・社会環境がタイヤのより一層注意深い使用方法を要求しているため、タイヤの正しい選び方と正しい保守方法が他の諸国におけるよりも一層重要である。

新しいタイヤよりもトラブルの原因となりやすい再生タイヤについては、現時点では、サウディ・アラビアにおける乗用車用再生タイヤの使用例は以下の理由から非常に少ない。

- ・ 再生タイヤの輸入量が少ない。
- ・ サウディ・アラビアには、トラック・バス用の再生タイヤメーカーが3社あるだけである。Riyadhの再生タイヤメーカーは非常に高レベルの品質保証システムを有している。

しかし、1997年に再生タイヤに関するS S Aが制定され、それには乗用車の再生タイヤの仕様が含まれている。近い将来には乗用車についての再生タイヤの使用が普及すると思われる。この問題は注意深く取り扱われるべきである。

交通事故に関する情報処理

Traffic Police は個々の交通事故の原因等の解析を計算機を利用して行っている。しかし、事故の要因となった自動車部品、例えばタイヤのバーストなどについての原因分析は行われていない。

1. 10. 3 MOCに提出された消費者の苦情

多くの消費者の苦情や商業上の紛争がMOCに提出されており、生活物資担当次官(Deputy Minister of Commerce for Supply)によって管理されている。紛争のいずれの側が正しいかを決定する手続がないので、苦情や紛争は多くの場合調停で解決されている。時には違法な企業がその違法な製品を没収され、補償を命じられ、罰金を課され、新聞に社名が公表され、さらには投獄される場合がある。

個々の苦情や紛争の記録は、コンピューターへの記録も、統計的な分析も行われていな

い。このための情報システムは計画中である。調査チームは日本における消費者の苦情の分析方法を記述した資料をMOCに提供した。

同省は、詳細調査対象の各製品分野の消費者の苦情の典型的な事例を提供してくれた。それを要約すると以下のとおりである。

1) 電気・電子製品

- a) 粗悪なプラグや延長コードを使用したコンセントによる火災発生。
- b) 規定値以下の直径の電線が屋内配線に使用されている。
- c) 低品質のラジオの製品寿命が短すぎる。

2) タイヤ

- a) 長期間駐車した場合に、サウディ・アラビアの過酷な気候とタイヤの一点負荷によるタイヤの劣化
- b) タイヤの寿命が、小売業者が保証した期間より短い。
- c) 輸入業者の保管条件によるトラブル。
- d) 小売業者の詐欺的言辞により、農業用車両のタイヤを乗用車に使用。

3) 繊維製品

- a) 洗濯後の変色
- b) 特殊な洗濯方法の取扱い方が表示されていない。
- c) 絹100%の表示のある生地が絹でないことが証明された。
- d) 衣類に目よれ、縫目滑脱が生じていた。
- e) 原産国の表示が偽造されており、中にはサウディ・アラビアで付けられたものがある。

上述の情報の他に、同省は、電気・電子機器の典型的な問題点や苦情内容を述べた資料と、同省が提案する解決策を調査チームに提供してくれた。

表 1.10.3 -1 は同資料の翻訳である。

MOCの情報は統計的な分析はなされていないが、サウディ・アラビアの消費者被害と苦情についてチームが調査した結果を裏付けるものであった。

表 1.10.3 -1 電気・電子機器の問題点と苦情内容、およびMOCが提案する解決策（出典：MOC）

問題のタイプ	事例の内容と解決策の提案
<p>①電気的な理由で機器が破損した</p> <p>電圧変化によるもの</p> <p>電流変動によるもの</p> <p>定格運転時間以上に運転した機器</p>	<p>使用者が誤って間違った電圧にプラグを差し込んだ時に機器が故障した。解決策は電圧を自動的に変えるために変圧器を機器と一緒に使用する。</p> <p>電流の過不足によって機器が故障した。これを防止するために、インプット電流を調節する電流調節器を機器に取り付ける。</p> <p>定格運転時間以上に間断なく運転を継続した結果、機器の温度が上昇し、機器の一部が壊れた。解決策の可能性としては、その最大負荷点に達した時に機器を停止させる安全装置を使用する。</p>
<p>②清浄度、換気および気象条件上不適切な場所での設置</p>	<p>機器は清浄で塵埃のない場所に設置すること。適切な換気や気象条件にも配慮する。</p>
<p>③機器の平均寿命</p>	<p>機器の故障や部品不足についての苦情がある。機器の平均寿命は10～15年である。これは多くの機種への安価な製品について言える。製品の寿命とメーカーの部品供給の公約を記載したカードを機器に付けることが望ましい。</p>
<p>④機器本体</p>	<p>機器本体の中にはその重量、重要性、感度に見合わないものがある。又は重要な部分について湿気や落下に対して充分丈夫なカバーが付いていないものがある。機器は丈夫なカバーを付け、安全な個所に取り付けるべき重要な部品には特別の保護策を講じること。</p>
<p>⑤分解と取り付け</p>	<p>分解や取り付けに特殊な工具類を使用する複雑な方法が必要な機器がある。従って分解や取り付けを簡素化し、必要な工具類は市場で入手できなければならない。</p>
<p>⑥運転、保守、保証の方法</p>	<p>或る種の機器には運転や保守についての小冊子が付いているが、小冊子は時間がたつと紛失・破損しがちなので、運転や保守の方法を機器に付けたカードに記載する方がよい。</p>